

第十回 参議院人事委員會會議錄第八号

昭和二十六年三月五日(月曜日)午後一時三十分開会

委員の異動

二月十九日委員大隈信幸君辭任した。

本日の會議に付した事件

○国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○国家公務員災害補償法案(内閣提出)

○国家公務員の給與問題に関する調査の件

(地域給に関する件)

(国家公務員法第二十八條の規定による勧告に関する件)

○大分県日田市の地域給に関する請願(第四九五号)

○高知県須崎町の地域給に関する請願(第五〇七号)

○尼崎市の地域給に関する請願(第五一五号)

○宮崎市外四市の地域給に関する請願(第五二四号)

○静岡県清水市の地域給に関する請願(第五七二号)

○大阪府孔舎衛村の地域給に関する請願(第五八四号)

○京都市の地域給に関する請願(第五九三号)

○愛知県大和村の地域給に関する請願(第五九四号)

○小樽市の地域給に関する請願(第五九九号)

○札幌市および周辺町村の地域給に関する請願(第六〇〇号)

○新潟県地域給に関する請願(第六〇三号)

○兵庫県宝塚地区の地域給に関する請願(第六一四号)

○新潟市外三市の地域給に関する請願(第六一四号)

○熊本県人吉市の地域給に関する請願(第六一六号)

○北海道浦河町の地域給に関する請願(第六一八号)

○伊豆七島の地域給に関する請願(第六一九号)

○大阪府南高安村外七町村の地域給に関する請願(第六五四号)

○滋賀県長浜市外二市の地域給に関する請願(第六五五号)

○大阪府西能勢村外五箇村の地域給に関する請願(第六七〇号)

○京都府八木町の地域給に関する請願(第六七一号)

○京都府園部地区の地域給に関する請願(第六七二号)

○群馬県富岡町の地域給に関する請願(第六八一号)

○山口県小野田市の地域給に関する請願(第六九二号)

○大阪府豊能郡内町村の地域給に関する請願(第六九三号)

○大阪府箕面町の地域給に関する請願(第六九四号)

○大阪府庄内町の地域給に関する請願(第六九五号)

○福岡県二日市町の地域給に関する請願(第六九六号)

○青森県弘前市の地域給に関する請願(第六九七号)

○愛知県蟹江町の地域給に関する請願(第六九八号)

○高知県須崎町の地域給に関する請願(第六九九号)

○広島県西條町、寺西村両地区の地域給に関する請願(第七一五号)

○兵庫県和田町の地域給に関する請願(第七一六号)

○石川県江沼温泉郷の地域給に関する請願(第七一七号)

○岡山県倉敷市の地域給に関する請願(第七二七号)

○愛知県長岡村の地域給に関する請願(第七三〇号)

○愛知県平和村の地域給に関する請願(第七三一号)

○愛知県千代田村の地域給に関する請願(第七三二号)

○千葉県四街道地区の地域給に関する請願(第七三三三号)

○兵庫県赤穂町の地域給に関する請願(第七四一号)

○鳥取市の地域給に関する請願(第七四二二号)

○大分県津久見町の地域給に関する請願(第七四六号)

○京都府綾部市の地域給に関する請願(第七五十一号)

○愛知県今伊勢町の地域給に関する請願(第七五二二号)

○愛知県孝母町の地域給に関する請願(第七五三三号)

○愛知県西尾町の地域給に関する請願(第七五四号)

○愛知県野間町の地域給に関する請願(第七五五号)

○愛知県富貴村の地域給に関する請願(第七五六号)

○愛知県北方村の地域給に関する請願(第七五七号)

○愛知県安城町の地域給に関する請願(第七五八号)

○長崎県川棚町の地域給に関する請願(第七八九号)

○北海道旭川市の地域給に関する請願(第八〇〇号)

○愛知県刈谷市の地域給に関する請願(第八〇一号)

○愛知県本郷町の地域給に関する請願(第八〇二二号)

○愛知県宮田町の地域給に関する請願(第八〇三三三号)

○愛知県志段味村の地域給に関する請願(第八〇四四号)

○愛知県高浜町の地域給に関する請願(第八〇五五号)

○岩手県一関市の地域給に関する請願(第八〇六六号)

○愛知県東浦町の地域給に関する請願(第八〇七七号)

○愛知県豊浜町の地域給に関する請願(第八〇八八号)

○北海道旭川地方の地域給に関する請願(第八二五五号)

○北海道網走市の地域給に関する請願(第八二六六号)

○愛知県丹陽村の地域給に関する請願(第八三二二二号)

○宮城県矢本町の地域給に関する請願(第八三四四号)

○鳥取県倉吉町の地域給に関する請願(第八三五五号)

○東北地方の地域給に関する請願(第八五七二二号)

○神奈川県箱根地区の地域給に関する請願(第八五八八号)

○兵庫県西脇町の地域給に関する請願(第八五九九号)

○鹿児島県の地域給に関する請願(第八六〇〇号)

○北海道旭川市の地域給に関する請願(第八七四四号)

○千葉県津田沼町外二箇町の地域給に関する請願(第八七五五号)

○三重県四日市市の地域給に関する請願(第八七六六号)

○静岡県鷺津町の地域給に関する請願(第八九一一号)

○大阪府石切町の地域給に関する請願(第八九五五号)

- 大阪府池田市の地域給に関する請願(第八九六号)
- 大阪府高安村の地域給に関する請願(第八九七号)
- 京都市の地域給に関する請願(第八九八号)
- 大阪府守口市の地域給に関する請願(第八九九号)
- 北海道室蘭市の地域給に関する請願(第九〇〇号)
- 岐阜市の地域給に関する請願(第九〇一号)
- 岐阜県陶町の地域給に関する請願(第九〇二号)
- 岐阜県笠松町の地域給に関する請願(第九〇三号)
- 岐阜県神岡町の地域給に関する請願(第九〇四号)
- 名古屋市の地域給に関する請願(第九〇五号)
- 愛知県碧南市の地域給に関する請願(第九〇六号)
- 愛知県半田市の地域給に関する請願(第九〇七号)
- 愛知県津島市の地域給に関する請願(第九〇八号)
- 愛知県海部郡の地域給に関する請願(第九〇九号)
- 愛知県中島郡の地域給に関する請願(第九一〇号)
- 愛知県田口町の地域給に関する請願(第九一一号)
- 愛知県宮田町の地域給に関する請願(第九一二号)
- 愛知県岩津町の地域給に関する請願(第九一三号)
- 愛知県鳴海町の地域給に関する請願(第九一四号)
- 愛知県西枇杷島町の地域給に関する請願(第九一五号)

- 請願(第九一五号)
- 愛知県大野町の地域給に関する請願(第九一六号)
- 愛知県品野町の地域給に関する請願(第九一七号)
- 愛知県稲沢町の地域給に関する請願(第九一八号)
- 愛知県知立町の地域給に関する請願(第九一九号)
- 愛知県吉田町の地域給に関する請願(第九二〇号)
- 愛知県幡豆村の地域給に関する請願(第九二一号)
- 愛知県東郷村の地域給に関する請願(第九二二号)
- 大阪府曙川村の地域給に関する請願(第九二三号)
- 愛知県旭村の地域給に関する請願(第九二四号)
- 愛知県鬼崎村の地域給に関する請願(第九二五号)
- 愛知県三和村の地域給に関する請願(第九二六号)
- 盛岡市内在勤公務員の勤務地手当に関する陳情(第九二七号)
- 滋賀県彦根市の地域給に関する陳情(第九二八号)
- 愛知県旭町の地域給に関する陳情(第九二九号)

等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由の説明を求めます。

○政府委員(西川基五郎君) 只今議題となりました国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律は、昭和二十六年三月三十一日限り、その効力を失ひ、昭和二十六年年度以降においては、別に法律を以て新たな恒久的退職給與制度を制定実施することになつてゐるのであります。右恒久的退職給與制度実施準備の進捗状況に鑑みまして、取りあへず同法律の効力を一年間延長するため所要の改正を行うものであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。が、何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(木下源吾君) 只今のは大蔵省の給與課長が来るまでちよつと質疑を延ばすことにいたしました。次に国家公務員災害補償法案の提案理由の説明を求めます。

○政府委員(岡崎勝男君) 只今議題となりました国家公務員災害補償法案の提案理由を御説明申し上げます。

国家公務員の公務災害に対する補償制度につきましては、従来公務員の身分、職種等によりまして、それぞれ異なる法令によつて行われていたものであります。が、御承知のように、労働基準法施行のときから、労働基準法等の施行に伴う政府職員にかかる給與の応急措置に関する法律によりまして、これらの法令による給與を労働基準法に規定された災害補償の基準にまで増額して実施して参つたのであります。併しなから、この応急措置に関する法律は暫定的のものでありまして、実施上不備の点も多く、当然恒久的な法律の制定が必要とされてゐたのであります。而して国家公務員法におきましては、人事院が成るべく速かに国家公務員の災害補償制度を研究して、その成果を国会及び内閣に提出すべき旨を定めてゐるのであります。今回この規定に基きまして、人事院より具体的意見の提出がありましたので、政府におきましては、その内容を検討いたしました結果、おおむね妥協と認めまして、ここにこれを国家公務員災害補償法案として国会に提出し、御審議をお願いいたしますこととした次第であります。

この法律案は国家公務員が、公務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合に、国はその職員の使用者として、本人及びその遺族が、それによつて受ける損害を補償することを規定したものであります。以下その要点を御説明申し上げます。

第一の点は、人事院が人事行政の一環たる補償の完全な実施の責任を負うものとし、人事院が指定する国の機関は、この法律、人事院規則等に従つて実施の事務を行い、人事院がその総合調整を行なつて迅速且つ公正な補償の実施を確保しようとしたことであります。

第二の点は、補償の制度自体及びその実施につきまして、労働基準法、従つて又労働者災害補償保険法と均衡を保つことに努めたことであります。

第三の点は、補償の実施について異議のある者は、人事院に審査の請求をすることが出来るものとし、人事院がその審査に當ることとしたし、以て補償を受ける者の利益の保全を図つたことであります。

以上申述べました三つの点がこの法律案の眼目でありまして、このほか災害補償として支給される金品は非課税とし、又現行の労働基準法等の施行に伴う政府職員にかかる給與の応急措置に関する法律、恩給法等の條文の整理並びに従前の関係法令の改廃を行うことになつてゐました。

なお、公務災害補償のための予算につきましては、昭和二十六年度分として現在国会において御審議を願つております昭和二十六年度予算案に一般会計及び特別会計合せて二億七千万円を計上いたしておる次第であります。

何とぞ御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします次第であります。

○委員長(木下源吾君) 官房長官は二時頃までしか時間がないという申出であります。が、この際只今の説明に対する質疑はあと廻しにいたしました。国家公務員の給與問題に関する調査について、若し官房長官に御質疑があらうならば、この機会にお願いいたします。

○千葉信君 只今の委員長のお話でございますけれども、一応簡單な点だけにしておいて、只今御説明を承りました災害補償法案に関する質問を一つだけしたいと思ひますが……。

○委員長(木下源吾君) それじやそのように……。

○千葉信君 官房長官にお尋ねいたしますが、今の提案理由の説明でも、一般会計及び特別会計に災害補償のための

予算が計上せられてはおりますけれども、御提案になりましたこの法案から行きまして、第三十三條によれば、公務上の災害に関する人事院の統計的研究の結果に基いて予算を計上しなければならぬ。現在提出されております予算というものは、恐らくこの法案提出以前の予算だろうと思ふのです。従つてこの第三十三條の点から言ひまして、人事院の調査研究の結果、どういふ結論が予算の数字の上に出て来るかはわかりませんが、恐らく何かが食違ひが起つて来るという事は、これは当然考えられることでございまして、こういう点について、政府としては二十六年度分についてのその予算の食違ひが起つた場合に、この法律が成立することによつて起つて来る場合に、それに対して何らかの方法をお考えになつておられるかどうか、その点をお伺ひいたします。

○政府委員(岡崎勝男) お話の通りで、この予算は人事院の勧告の出る前に作つたものであることはその通りであります。ただこれはもうその法律で以てこういう勧告が出るということは予期されておるのであります。恐らく正式には知りませんでしたけれども、非公式には、これは人事院も政府の機関でありますから、大体どういふ方向で行くであろうかという様なことは、あらかじめ我々も多少は承知しておつたのであります。そういう点も考へて予算は一応は組まれておるのであります。いよ／＼こういうものが出来まして、そして正確な数字を算定しますと、これはもう無論、この予算が多くなるか少くなるかは別として、びたつと合うことは想像できない

わけでございます。恐らく足りなくなつてあらうという想像も付くわけでありまして、そういう場合には又適當な措置を講ずる必要があらうと考えておりますが、これはいま暫らく待つて見ないとはつきりしたことは申し上げられない、こう思ひます。

○千葉信君 若しもこの種の勧告が出される場合に、只今の官房長官からのお話によりますると、一応予算上の問題について、政府機関の一つであるから、人事院と政府とが或る程度の打合せなり、若しくは又了解工作が行われているという様なことがあれば、これはちよつと人事院の担当する諸種の條件からいつても問題が起つて来るのではないかと思ひますが、そういう点については、実は今日は人事官の出席があるかと都合がよいのですが、一応その点について実際に事務を担当された慶徳さんのほうで、そういう打合せを或る程度行われたかどうか、その点についての御答弁、それからもう一つは、国家公務員法によるこの各省の人事主任官會議等をこの問題に関して行われたかどうか、その点と二つお答え願ひます。

○政府委員(岡崎勝男) ちよつと私言葉がさつき間違つておつたのです。正式というように交渉したことでないことは無論であります。又細かく一々問合したわけでもないのです。大体こういう方向に行くだろうということ想像しただけでありまして、干渉したわけでもないし、この点は若し言葉が足りなかつたら訂正して置きます。

○政府委員(慶徳庄重君) 只今予算等の問題の御質問でございますが、私どもの実際の事務処理の考えかたとい

ましては、ベース改訂のごとく国家公務員法第二十八條の規定に基く勧告の場合におきましては、大体において予算等のことを比較的考慮することなく勧告をするというやりかたをやつて来たのであります。この補償関係の問題につきましても、実質的内容が比較的事務的な面が多いと、更に又国家公務員法の建前もその成果を研究いたしまして、国会及び内閣に提出するというような書きかたそのものにつきましても、相当違つた書きかたをしておりまして、そういういろ／＼なことを考慮いたしまして、この法律を案じまして、事前に大蔵当局と相談をいたしてございまして。従ひまして御質問の二億七千万円という予算も、従前は極めて僅少の予算しか計上されておらなかつたのであります。この法律を遺憾なく実施するために必要であらうと考へます各種の資料を収集いたしました。私どものほうからお願ひをいたしまして、二億七千万円を實際は計上して頂いた次第でございます。従ひまして二億七千万円の予算は、この法律に書いておりますことの、御指摘になりました第三十三條自身の勿論発動ではありませんが、実質的には同じようなことを考慮いたしまして計上をお願いしたのでございまして。更に最後の人事主任官會議との関係という御質問でございますが、私どものほうにおきましては、人事主任官會議の中にいろいろの部会を設けまして、給與関係の問題につきましても給與委員會という部会を持つております。その部会にお諮りをいたしまして、更に又人事主任官會議全体に委員長から御報告を申し上げ

まして、各人事主任官全員の御同意を得ておることをお答え申上げたと思ひます。

○千葉信君 一応只今の御答弁を承りましたけれども、併し只今の考えは非常に僕は危険を孕んでおるのじやないかと思ふのです。只今の御答弁によりますと、二十八條による勧告とはいささか趣きを異にするから、大蔵省に當局とも事前に了解工作を行い、而も人事院當局の意見が相当採用されるところとなつて、二億七千万円の予算の計上となつたというお話でございまして、一応こういう問題については、人事院當局としては、余り大蔵省なり或いは又政府當局と緊密な、必要以上に緊密な連絡をおとりになるというこ

とは、人事院自身が正しい結論に基いて毅然とした態度を以て勧告しなければならぬことが歪曲される虞れが往々起るのじやないか、そういう点から言ひますと、私の希望としては、成るべく人事院當局として、こういう問題については立入り過ぎないやうにやつてもらうことが好ましいのじやないか。まあ今度の国家公務員災害補償法の問題にいたしまして、只今官房長官から御答弁がありましたように、若しこの法案が人事院の勧告通りの法案で成立するといふやうな場合がありましてにいたしまして、国会においてこの法案がどこまでも正しいものだといふ結論が出るという事になれば、当然の結論として、これは政府としてもそれに合致するやうな予算を組まなければならぬ。こういうことになると思うわけですから、今慶徳さんがお答えになつたやうに、余り神経を細かに、万全を期して仕事をお運びになる

といふことについては、一応この際お考へ願つたほうが人事院としてはよろしいのじやないか。こういうことを私は一応御要望申上げて、この法案についての今日の質問は打ち切ります。この次に質問いたしたいと思ひます。

○委員長(木下源吉君) では先ほども申上げたやうに、公務員の給與問題に関する調査に關連して、何か官房長官に質疑がありましたら、この機会にお願いいたします。それでは時間も余りございませうから、私からいろいろの書面で内閣のほうへ要請しておつたのですが、二十六年度予算案の一般会計、特別会計を通じての給與予算についての資料を出して頂きたい、こういうことを要求しております。これは三月二日に要求書を提出してございまして、十日までという事になつております。これを至急一つ出して頂きたい。内容は一般会計の一般職の本俸、扶養手当、勤務地手当、その内訳です。ね、その合計、特殊勤務手当、超過勤務手当、そういうものです。それから第二は、人事院指令の第一号、百二号、百三号の事項によつて増額を要する経費、調整号俸の跡始末、第三には、昭和二十六年度予算案及び昭和二十五年度予算における寒冷地手当及び石炭手当の額、こういうものをお願いしております。これはここである／＼今後公務員の給與問題に関する調査に緊急必要とする問題でありますから、これを速かに一つ提出して頂きたい。

○千葉信君 官房長官に再確認する問題についてお尋ねしたいことがありますが。昨年の第九臨時国会の当時、この人事委員會の席上におきまして、この給與法が提出されました中で、地域給

の問題だけが暫定的に、従来支給された地域給をおの／＼五分減の方法を以て当分の間法律が制定されるまで施行する。こういう方法がとられたことに關しまして、その方法をとらなければならなかつた理由として、官房長官のほうから人事院が出さなければならぬ勧告をまだ出しておらなかつたために、政府としてはやむを得ずこういう措置をとつた。併し若し人事院から勧告が出れば政府としては直ちに実施する用意がある。こういう明確な御答弁がございましたが、この御答弁は今日政府として何ら變つておらないかどうか、その点をこの際再確認の意味でお答を願いたいと思います。

○政府委員(岡崎勝男君) 私はそのときの速記録を見なければ、その明確に答弁したかどうかわかりませんが……

○千葉信君 頗る明確であつた。

○政府委員(岡崎勝男君) 私の感じでは、これは常に予算を伴うものと承知しております。従いまして、予算の措置がなければ、実行しようと思つても実行できない、予算を要らない場合もあり得るけれども、予算を必要とする場合には、常に予算措置が必要だと思ふのです。従いまして私は常識的に言ひまして、人事院の勧告が出たらすぐ実施する、こうはつきり言うわけはないと思うのですが、これはいづれも予算に組んであるか組んでないか、或いは組んでないと思ふれば、どういう措置をして実施できるようなになるか、この問題は常に残ると思ふのです。やらないというわけじゃありませんが、そういう予算の關係がありますから、すぐ即座に人事院の勧告が出れば実施する。

る。こういうことは私としては言えないのであらうかと思ひます。

○千葉信君 ところがあのときの速記録にもはつきり出ておりますけれども、官房長官のほうから、政府として地域給を一緒に改訂したかつたのだけれども、人事院のほうから勧告が出たのであつて、勿論これは人事院から勧告があれば、政府としてはすぐ実施する用意があるという御答弁を私は聞いておるのです。それから又只今その問題に關して、予算の点についての御答弁がございましたけれども、勿論これは官房長官のおつしやる通りだと思ふのです。併し今度の地域給の問題に關しましては、一応政府としては従来地域給の支給金額をおの／＼その率において五分ずつ減額しておる。ところが現在給與關係の予算として組まれている地域給の原資としては、必ずしも現在のおの／＼五分減すつた地域給の原資というものは合致していない。私どもの承知するところによりますと、現在の地域給の原資としては、公務員一人当りの原資として約七百円というものがあつた給與法案に盛り込まれた地域給に対する考えかたであり、予算である。こういうことになりましたと、現在のおの／＼五分減された現在の地域給の給與の實際上の予算というものと、編成されている予算というものは、二十五年年度においても或る程度相違があるし、二十六年年度においても私はその程度のものは組んであつたろうと思ふ。従つてそういうような状態において、人事院から勧告が出るかわかりませんけれども、少くともあの当時政府としては人事院が最高二割五分として

五段階に刻んでの地域給の給與の原資というものについては、或る程度の考慮がなされておつたはずなんです。そういう人事院の勧告に基いて予算が組まれていて、いつでもとにかく政府の考へていて人事院の勧告をしようとする程度の予算に対応する程度のもので、私は組まれていたのだらうと思ふ。従つてそういう点から言ひますと、私は勿論官房長官のおつしやるように、予算の点について甚だしく食違ひでも起れば勿論別だと思ふのですが、現在の我々のいふ／＼な見通しから言つて、それはどう予算に大きな狂いが生ずるといふふうには考へていない。従つてもうその予算の問題については、これは事實問題が起つてから、その点については論議すべきだと思ふのですが、その予算の点を一応除けば、政府としてはこの際若し人事院から勧告が出されたら、すぐそれを実施する方向へ取運ぶ用意があるか、どうか、この点だけをこの際明確に御答弁を承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(岡崎勝男君) 政府としては予算に變更を加えないで実施ができるとすれば、人事院の勧告を実施いたします。即座に……

○千葉信君 それは人事院の勧告を即座に実施するかどうかということについては、單にこれは政府だけの考へだけでなくて、国会が最終決定をするわけでありまして、今の官房長官の御答弁はそのまゝ有難く頂戴するわけには行かない。

○政府委員(岡崎勝男君) 勿論私としては、政府としてはと言つておりまして、

う場合にはやはり或る程度そういう人事院の勧告に従つて、直ちに法律案を国会に提出する用意を持つておられるかどうか、その点だけを私はお聞きしたい。

○政府委員(岡崎勝男君) 私は政府としては人事院の勧告が出て、これが予算の變更を伴わないでできるものならば、直ちに実施する用意があります。

○千葉信君 わかりました。

○委員長(木下源吾君) では大体、官房長官も時間がないやうでありますから、只今千葉君からのいふ／＼な御質疑がございましたが、この地域給の改訂の問題に關しては、本委員会に付託になつておる請願だけでも今日まで二百件近くになつております。非常に数に上る請願その他が頻繁に行われておるのですが、本委員会も非常な関心を持つておるといふことだけを一つ申上げて置きます。

願でございます。第五〇七号は、高知県須崎町の地域給に關する請願であります。第五一五号は、尼崎市の地域給に關する請願であります。第五二四号は、宮崎市外四市の地域給に關する請願であります。第五七二号は、静岡県清水市の地域給に關する請願であります。第五八四号は、大阪府孔舎衛村の地域給に關する請願であります。第五九三号は、京都市の地域給に關する請願であります。第五九四号は、愛知県大和村の地域給に關する請願であります。第五九九号は、小樽市の地域給に關する請願であります。第六〇〇号は、札幌市および周辺町村の地域給に關する請願であります。第六〇三号は、新潟県の地域給に關する請願であります。第六一四号は、兵庫県の地域給に關する請願であります。第六一四号は、尼崎市外三市の地域給に關する請願であります。第六一六号は、熊本県人吉市の地域給に關する請願であります。第六一八号は、北海道浦河町の地域給に關する請願であります。第六一九号は、伊豆七島の地域給に關する請願であります。第六五四号は、大阪府南高安村外七町村の地域給に關する請願であります。第六五五号は、滋賀県長浜市外二市の地域給に關する請願であります。第六七〇号は、大阪府西能勢村外五箇村の地域給に關する請願であります。第六七一号は、京都府八木町の地域給に關する請願であります。第六七二号は、京都府園部地区の地域給に關する請願であります。第六八一号は、群馬県富岡町の地域給に關する請願であります。第六九二号は、山口県小野田市の地域給に關する請願であります。第六九三号は、大阪

から請願のほうに移ります。それでは請願第四九五号以下百十四件、それから陳情三件、これをお願いいたします。

○専門員(川島孝彦君) 今議題に上りました請願、陳情の件でございまして、この前に審議をお願いいたしました後に参りましたのが、現在のところまで請願が百十四件、陳情が三件でございまして、その殆んど大部分は地域給に關する問題であります。請願百十四件のうちの四件だけが地域給に關しないものでありますから、便宜地域給に關するものを先に御審議を願つたらどうかと思ひます。その題目を申し上げますと、請願文書表第四九五号、これは大分県日田市の地域給に關する請願でございます。第五〇七号は、高知県須崎町の地域給に關する請願であります。第五一五号は、尼崎市の地域給に關する請願であります。第五二四号は、宮崎市外四市の地域給に關する請願であります。第五七二号は、静岡県清水市の地域給に關する請願であります。第五八四号は、大阪府孔舎衛村の地域給に關する請願であります。第五九三号は、京都市の地域給に關する請願であります。第五九四号は、愛知県大和村の地域給に關する請願であります。第五九九号は、小樽市の地域給に關する請願であります。第六〇〇号は、札幌市および周辺町村の地域給に關する請願であります。第六〇三号は、新潟県の地域給に關する請願であります。第六一四号は、兵庫県の地域給に關する請願であります。第六一四号は、尼崎市外三市の地域給に關する請願であります。第六一六号は、熊本県人吉市の地域給に關する請願であります。第六一八号は、北海道浦河町の地域給に關する請願であります。第六一九号は、伊豆七島の地域給に關する請願であります。第六五四号は、大阪府南高安村外七町村の地域給に關する請願であります。第六五五号は、滋賀県長浜市外二市の地域給に關する請願であります。第六七〇号は、大阪府西能勢村外五箇村の地域給に關する請願であります。第六七一号は、京都府八木町の地域給に關する請願であります。第六七二号は、京都府園部地区の地域給に關する請願であります。第六八一号は、群馬県富岡町の地域給に關する請願であります。第六九二号は、山口県小野田市の地域給に關する請願であります。第六九三号は、大阪

府豊能郡内町村の地域給に関する請願
であります。第六九四号は、大阪府箕
面町の地域給に関する請願でありま
す。第六九五号は、大阪府庄内町の地
域給に関する請願であります。第六九
六号は、福岡県二日市町の地域給に
関する請願であります。第六九七号は、
青森県弘前市の地域給に関する請願で
あります。第六九八号は、愛知県蟹江
町の地域給に関する請願であります。
第六九九号は、高知県須崎町の地域給
に関する請願であります。第七一五号
は、広島県西條町、寺西村両地区の地
域給に関する請願であります。第七一
六号は、兵庫県和田山町の地域給に
関する請願であります。第七一七号は石
川県江沼温泉郷の地域給に関する請願
であります。第七二七号は、岡山県倉
敷市の地域給に関する請願でありま
す。第七三〇号は、愛知県長岡村の地
域給に関する請願であります。第七三
一号は、愛知県平和村の地域給に関す
る請願であります。第七三二号は、愛
知県千代田村の地域給に関する請願で
あります。第七三三号は、千葉県四街
道地区の地域給に関する請願でありま
す。第七四一号は、兵庫県赤穂町の地
域給に関する請願であります。第七四
二号は、鳥取市の地域給に関する請願
であります。第七四六号は、大分県津
久見町の地域給に関する請願でありま
す。第七五一号は、京都府綾部市の地
域給に関する請願であります。第七五
二号は、愛知県今伊勢町の地域給に
関する請願であります。第七五三号は、
愛知県津島町の地域給に関する請願で
あります。第七五四号は、愛知県西尾
町の地域給に関する請願であります。
第七五五号は、愛知県野間町の地域給

に関する請願であります。第七五六号
は、愛知県富貴村の地域給に関する請
願であります。第七五七号は、愛知県
北方村の地域給に関する請願でありま
す。第七五八号は、愛知県安城町の地
域給に関する請願であります。第七八
九号は、長崎県川棚町の地域給に関
する請願であります。第八〇〇号は、北
海道旭川市の地域給に関する請願であ
ります。第八〇一号は、愛知県刈谷市
の地域給に関する請願であります。第
八〇二号は、同じく本郷町の地域給に
関する請願であります。第八〇三号
は、愛知県宮田町の地域給に関する請
願であります。第八〇四号、愛知県志
段味村の地域給に関する請願でありま
す。第八〇五号、愛知県高浜町の地域
給に関する請願であります。第八〇六
号は、岩手県一関市の地域給に関する
請願であります。第八〇七号は、愛知
県東浦町の地域給に関する請願であり
ます。第八〇八号、愛知県豊浜町の地
域給に関する請願であります。第八二
五号は、北海道旭川地方の地域給に関
する請願であります。第八二六号は、
北海道網走市の地域給に関する請願で
あります。第八二七号は、北海道北見
市の地域給に関する請願であります。
第八二八号は、北海道室蘭市の地域給
に関する請願であります。第八二九号
は、北海道琴似町の地域給に関する請
願であります。第八三〇号は、北海道
江別町の地域給に関する請願でありま
す。第八三一号は、北海道浦河町の地
域給に関する請願であります。第八三
二号は、愛知県丹陽村の地域給に関す
る請願であります。第八三三号は、宮
城県の地域給に関する請願でありま
す。第八三四号は、宮城県大町の地

域給に関する請願であります。第八三
五号は、鳥取県倉吉町の地域給に関す
る請願であります。第八三七号は、東
北地方の地域給に関する請願でありま
す。第八三八号は、神奈川県箱根地区
の地域給に関する請願であります。第
八五九号は、兵庫県西脇町の地域給に
関する請願であります。第八六〇号
は、鹿児島県の地域給に関する請願で
あります。第八七四号は、北海道旭川
市の地域給に関する請願で二通ござい
ます。第八七五号は、千葉県津田沼町
外二箇町の地域給に関する請願であり
ます。第八七六号は、三重県四日市市
の地域給に関する請願であります。第
八八一号は、静岡県豊津町の地域給に
関する請願であります。第八九五号は、
大阪府石切町の地域給に関する請願で
あります。第八九六号は、大阪府池田
市の地域給に関する請願であります。
第八九七号は、大阪府高安村の地域給
に関する請願であります。第八九八号
は、京都市の地域給に関する請願であ
ります。第八九九号は、大阪府守口市
の地域給に関する請願であります。第
九〇〇号は、北海道室蘭市の地域給に
関する請願であります。第九〇一号
は、岐阜市の地域給に関する請願であ
ります。第九〇二号は、岐阜県陶町の
地域給に関する請願であります。第九
〇三号は、岐阜県笠松町の地域給に関
する請願であります。第九〇四号は、岐
阜県神岡町の地域給に関する請願であ
ります。第九〇五号は、名古屋市の地
域給に関する請願であります。第九〇
六号は、愛知県碧南市の地域給に関す
る請願であります。第九〇七号は、愛
知県半田市の地域給に関する請願であ
ります。第九〇八号は、愛知県津島市

の地域給に関する請願であります。第
九〇九号は、愛知県海部郡の地域給に
関する請願であります。第九一〇号
は、愛知県中島郡の地域給に関する請
願であります。第九一一号は、愛知県
田口町の地域給に関する請願でありま
す。第九一二号は、愛知県宮田町の地
域給に関する請願であります。第九一
三号は、愛知県岩津町の地域給に関す
る請願であります。第九一四号は、愛
知県鳴海町の地域給に関する請願であ
ります。第九一五号は、愛知県西枇杷
島町の地域給に関する請願でありま
す。第九一六号は、愛知県大野町の地
域給に関する請願であります。第九一
七号は、愛知県品野町の地域給に関す
る請願であります。第九一八号は、愛
知県稲沢町の地域給に関する請願であ
ります。第九一九号は、愛知県知立町
の地域給に関する請願であります。第
九二〇号は、愛知県吉田町の地域給に
関する請願であります。第九二一号
は、愛知県幡豆村の地域給に関する請
願であります。第九二二号は、愛知県
東郷村の地域給に関する請願でありま
す。第九二三号は、大阪府曙川村の地
域給に関する請願であります。第九二
四号は、愛知県旭村の地域給に関する
請願であります。第九二五号は、愛知
県豊崎村の地域給に関する請願であり
ます。第九二六号は、愛知県三和村の
地域給に関する請願であります。
それから次に陳情が、第一一六
号、これは盛岡市内在勤公務員の勤務
地手当に関する陳情であります。陳情
第一二〇号は、滋賀県彦根市の地域給
に関する陳情であります。陳情第一三
五号は、愛知県旭町の地域給に関する
陳情であります。これだけが最近付託

されました地域給に關しまする請願及
び陳情でありますが、一つ／＼調べま
したところ、その理由とするとところは
それ／＼違つておりますが、現状の地
域区分は実情に即しない、従来から非
常に経済上の変動があつたため、或い
は又上級の地域に拘束されて、次第
に経済状態が両方の上級地域と等しく
なつて来た。或いは朝鮮動乱の結果、
特にその地域の経済状態に激変を来し
まして、物価の高騰を来したものの、或
いは大都市の周辺に位置しまして、そ
れがために殆んど地域給を指定されて
おります大都市と同様な経済状況にな
つて来たといふような理由がございま
す。そのほかになお注目すべき理由と
いたしましては、公務員の人事交流の
上から近接している地域がひどい、支
給地域の格差があるといふ／＼の
点に不都合を生ずるといふの／＼ござ
います。なおもう一つ、意外な山村或
は僻地等が近頃の物資の流通の關係か
ら、大都会と差のないような高騰振
りを示している所があるといふ理由も
ございました。なお詳しいことにつきま
しては、若し御質問がございましたら
一々御説明いたしたいと思います。
○千葉信君 この請願は、仮にこれが
国会を通過するといふことになれば、
これが国会を通過した後は政府のほう
に善処したを要するといふ形で内閣
に送り込まれる。従つて当然この請願
は人事院当局のほうに送り込まれるこ
とになるのですが、従来の国会におけ
る給與局長なり或いは、総裁の答弁等
からいへば検討して見ますと、もう
そろ／＼今日明日にも地域給の勧告が
出るのだからと思つていますが、こうい
う段階に來てから、この請願を通して

ながら改革しなければならないという
よいものは骨抜きにされているという
のが従来人事院のありかただ、こうい

姿で地域給の問題を扱われることは非常に重大な問題となつて来ると考えるので、今取上げられたこの請願の内容でも、全部目を通さなければならぬというところを言われるけれども、専門家の給與関係の人たちとしては、私は全部目を通さなくても、わかり切つてゐる。そのわかり切つてゐることをいゝゆる言ひ得ないところがデリケートだと考えるので、そこを振り切つて、正しい勧告の上に、勧告してから説明をするという形式的なことではなくて、勧告前にこういう方法であるというところをぶちまけて、正しいものを作り上げて行こうという方向付けを新たにしたらならなければならぬ段階ではないか、そういうデリケートなところに来ておると私は考えます。

○委員長(木下源吉君) 何かありませんか。

○政府委員(瀧本忠男君) 人事院で個別に調査したところについて御説明しろということでございますが、只今重盛委員からお話もあつたわけでございますが、これは実は勧告そのものを申上げることに關連ができて参つたと思うのであります。従いまして人事院といたしましては、この御説明を申上げるにやぶさかではありませんが、勿論申上げなければならぬと思つておりますが、それは勧告いたしました際に説明させて頂きたいのであります。

○委員長(木下源吉君) 実はですね、人事院は勧告するのだが、国会は法案を出す場合もあるのですね、それらの参考の資料としてだ、そういうものも必要な場合もあるのではないか。人事院としては自分の勧告にばかりこだわ

ることなくだ、調査した資料というものは出して然るべきじゃないかと考へられるのだけれども、人事院としてはどうしても出したいくないというならば、これはやむを得ない。まあいづれ又適當な機会にですね、一つお願いすることにしましょう。

○重盛壽治君 それから私どもの調査した結果は、今回の人事委員会を急速に開いて頂いて、そこで十分説明したいと思ひます。それらはただ聞き置くということではなくて、十分にその線に沿つた再調査と言ひますか、事情を織込んで勧告するように僕は要望して置きたいと思ひます。

○千葉信君 簡単な質問を人事院の給與局長にいたしたいと思ひますが、人事委員会として、前に淺井人事院總裁がおいでになつたときに、国家公務員法の第二十八條による勧告について一度御答弁を頂いてありますけれども、特に給與局長からこの際お伺ひしたいことは、いろ／＼給與問題等について作業を進められておるだらうと思ひます。申上げるまでもなく、大体公務員の八千円の平均賃金というのは、これは物価の低い當時を基礎として決定されておりますが、朝鮮事變の影響ばかりでなく、いろ／＼國際的な影響が國內に非常に深刻に、而も爆発的な様相さえも出て、現われておりますが、人事院としては、この際一体現在の物価水準等についていつ頃までの調査なり、或いは又いつ頃までの水準というものを把握しておられるかどうか。この点をこの際承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(瀧本忠男君) 人事院といひましては、昨年の五月の水準で八千五百八十四ベースを勧告した次第であります。それがまあ国会であらうふうなきまりましたが、その後の我が勧告いたします際に、非常に重要視いたしております標準生計費につきましては、その後各月計算いたしております。現在までに判明いたしておりますものは昨年の十一月分までであります。十二月につきましては、只今集計をいたしておるというような状況であります。物価指数等によりましては、極く簡単な指数は、これは本年の二月まで出ておるがあるのであります。併しこれは我々のほうはほんのまあ指標的なものでなしに、やはり標準生計費を組み立てて行きます上には、どうしても消費者価格調査から実効価格というものを使わなければならぬと思ひます。そういう關係で現在得られております資料は十二月まででありまして、我々のほうの計算は十一月まででありまして、十一月現在におきましては、八千五百八十四勧告當時において、我々が單身成年者の生計費として必要であると言つた額、即ち三千三百四十円というものに相当いたします。十一月現在で三千六百八十円といふことになつております。ついででございますから、その途中の経過を申し上げますと、昨年の六月には三千百七十円、それから七月に三千五百四十円、八月に三千三百五十円、九月が三千四百三十円、十月が三千四百九十五円、指数で申しますと、二十四年の五月を一〇〇といたしますと、六、七、八と読上げますが、六月が九五％、

それから七月が一〇六％、それから八月が一〇〇・三％、それから九月が一〇二・七％、それから十月が一〇四・六％、それから十一月が一〇一・五％、こういうことになつております。で、我々は年間を通じて、消費には季節変動があるということを研究の結果知つておるのではありませんが、年間平均を一〇〇といたします際に、十一月なり、十二月の季節変動が相当あるわけでありまして、それは我々の計算によりまして、大体十一月においては七％程度であるというふうな計算いたしております。そうであるならば、この数字だけから見ましても、季節変動を外して考えますならば、十一月現在におきましては、五月から三・五％の程度に實質的に上つておると言えるのではないかと考へております。

勿論この数字だけが勧告の基礎にはなりません。これが非常に大きな要素にはなりますが、そうして二十八條によりますと、人事院が五％以上俸給表を上げ下げする必要があると認めた場合、勧告するということになつておりますが、その一番必要な基礎的な資料になつております標準生計費といふものは、十一月現在で三・五％上りといふことになつております。人事院といたしましては、将来の予測をいたしませんで、得られた資料から判断して、必要があるというふうな判断することになつておりますから、十一月現在では、まだその必要がないといふことを、こういうことを申上げるより仕方はないと思ひます。それからこれだけではないに、民間の給與との権衡というものが、昨年の九月現在におきまして民間給與與実態の調査をやつておりま

す。それから本年の五月現在でやることになつております。そういうことを考へ併せまして、そうして勧告というものが行われるのではないか、こういうふうな考へております。

○千葉信君 そういたしますと、昨年の十一月の資料によつては、季節的な変動を除いてはこれは三・五％ですか。

○政府委員(瀧本忠男君) そうです。

○千葉信君 そういう資料が又仮に出てゐるといたしましても、極く常識的に考へても、昨年の十一月の物価水準というものは、平常の場合と異なつて非常に物価高の傾向が現われて来ている。こういう段階から言ひますと、その物価高に對しては、やはり公務員の給與といふものをこの際何とかしなければならぬという問題が直ちに出来て来ると思ひます。そういう際に人事院当局としては平常の場合における態度で以て、例えば或る程度の、今後日数が経過すれば、十二月からそれから更に一月すれば一月の分がはつきり把握される、こういう工合で、平常の場合なら私は一応差支えないと思ひますが、現在のような段階ですと、公務員の生活は再び過去のインフレ時代と同様な形において非常な苦境に陥つておるといふことは、これは恐らく私が申上げるまでもなく、人事院当局としても、もうすでによくおわかりだらうと思ひます。従つて人事院当局として勧告をする、そういう資料的なものではなく、正確に基礎を把握しなければならぬという点については賛成なんですけれども、併しそういう現在の情勢から見て、できるだけ人事院としては的確に現在の状態を捉えるという立

○重盛壽治君 地域給を三割、二割、一割であつたものが、暫定的に二割五

わからないようなことをやることは毛頭考えておりません。従いまして人事院といたしましては、勿論三割のところが一割五分になる所もありましようし、従来二割のところが一割五分になる所もありましようし、零のところが一割になる所もあるでありましようし、いわゆる全体を全国的の視野に立

で議事録を作つて保管してあります
か。

○政府委員（瀧本忠男君） 私が承知を
しておりますところでは、詳細な発言
の一字一句までといったような記録は
恐らくないのではないかとというふう
に考えます。大筋の記録というものは
作つてあるというふうに承知いたして

算ですね。この予算の中で地域給の予算、一カ月一人平均どのくらいであるかということを入事院はどのように推定しておるか。

○政府委員(瀧本忠男君) 入事院といまして、この給與の実施に任じます責任上、そういうことに非常に関心を持っておるのであります。併しこ

に今から一年半ぐらい前に要求いたしまして、その後何回か我々が疑問を起します際にですね、地域の順位はこれでいいかという念が押してこられました。そういうふうにもはや兩三回念を押しまして、現在各地域から出し直しをされたようなところも勿論ございまして、部分的な改訂をいたしましたところ

るもございしますが、とにかく出ております。

○重盛壽治君 そうしますと、それは人事委員会の委員である我々が参考資料に見たい場合には見せてもらうことができるわけですね。

○委員長(木下源吾君) これはですね、やはりどう申しまするか、地域給勧告の資料といたしましてですね、勧告をいたしました際には必要があれば御要求に應じなければならんかと思っております。では本日はこの程度で散会いたします。

午後二時五十一分散会
出席者は左の通り。

委員長 木下 源吾君
理事 加藤 武徳君
千葉 信君

委員

政府委員

内閣官房長官 岡崎 勝男君
内閣官房副長官 井上 清一君
人事院事務総長 瀧本 忠男君
局給與局長 慶徳 庄意君
人事院事務総局給與局長 西川甚五郎君
大蔵省主計局給與課長 磯田 好祐君

事務局側

常任委員 川島 孝彦君
会専門員

二月十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、大分県日田市の地域給に関する請願(第四九五号)

第二部 人事委員会会議録第八号

昭和二十六年三月五日【参議院】

一、高知県須崎町の地域給に関する請願(第五〇七号)

一、尼崎市の地域給に関する請願(第五一五号)

一、宮崎市外四市の地域給に関する請願(第五二四号)

一、電気通信職員の特別給與表制定に関する請願(第五四五号)

一、静岡県清水市の地域給に関する請願(第五七二号)

一、大阪府孔舎衙村の地域給に関する請願(第五八四号)

一、京都市の地域給に関する請願(第五九三号)

一、愛知県大和村の地域給に関する請願(第五九四号)

一、小樽市の地域給に関する請願(第五九九号)

一、札幌市および周辺町村の地域給に関する請願(第六〇〇号)

一、新潟県の地域給に関する請願(第六〇三号)

一、兵庫県宝塚地区の地域給に関する請願(第六一一号)

一、尼崎市外三市の地域給に関する請願(第六一四号)

一、熊本県人吉市の地域給に関する請願(第六一六号)

一、北海道浦河町の地域給に関する請願(第六一八号)

一、伊豆七島の地域給に関する請願(第六一九号)

一、大阪府南高安村外七町村の地域給に関する請願(第六五四号)

一、滋賀県長浜市外二市の地域給に関する請願(第六五五号)

一、盛岡市内在勤公務員の勤務地手当に関する陳情(第一一六号)

一、滋賀県彦根市の地域給に関する陳情(第一二〇号)

第四九五号 昭和二十六年二月五日受理

大分県日田市の地域給に関する請願

請願者 大分県日田市大日町大字高瀬五、一五四 木下 康夫

紹介議員 一松 政二君

大分県日田市は、北九州重工業地帯に近接し、観光都市として諸物価は九大線沿線中最高位を示している。しかるに今回の地域給指定に際し当市を受給地から除外する由であるが、これは当市の実情をまったく無視するものであるから、地域給の指定にあつては当市の実情を考慮せられたいとの請願。

第五〇七号 昭和二十六年二月五日受理

高知県須崎町の地域給に関する請願

請願者 高知県高岡郡須崎町全官公庁連絡協議会内 岡本真雄

紹介議員 西山 亀七君

高知県須崎町は、従来内地として指定されているが、物価は非常に高く、また生活必需品は輸送等の関係から入手が困難なため、物価指数は、乙地に指定されている高知市後免町より上位にあるから、このような不均衡を是正し、須崎町地域官公庁職員の生活を保障するため、同町の地域給を高知市同列に引き上げられたいとの請願。

第五一五号 昭和二十六年二月五日受理

尼崎市の地域給に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市長 六島 誠之助外二名

紹介議員 岡崎 眞一君

尼崎市は、市民の半数が工員で占められていて工業都市であるが、朝鮮動乱以降物価はいちじるしく上り、その上生活必需品その他を大阪あるいは神戸の市場を経て入荷しているため、同地方一帯の経済状態は、近接大都市に異ならず、一方同地所在の工場従業員は半数以上市外通勤者である等、あらゆる点より大都市同様の経済状態にあるから、尼崎市の地域給を最高地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第五二四号 昭和二十六年二月五日受理

宮崎市外四市の地域給に関する請願

請願者 宮崎県議会議長 日高 弥一

紹介議員 三輪 貞治君

宮崎県は、中央をへだたるへきさうの地にありしかも陸海交通の便に恵まれず、加えて全国まれにみる台風災害県であるため、物価の高騰は必然的であり主要都市に劣らぬ高率の物価指数を示している現状であるから、宮崎、延岡、都城、日南、小川の五市については特別のせん議をもつて級地引き上げを実現せられたいとの請願。

第五四五号 昭和二十六年二月六日受理

電気通信職員の特別給與表制定に関する請願

請願者 東京都千代田区大手町二ノ一全国電気通信従業員組合内 久保等

請願者 兵庫県尼崎市長 六島 誠之助外二名

紹介議員 岡崎 眞一君

尼崎市は、市民の半数が工員で占められていて工業都市であるが、朝鮮動乱以降物価はいちじるしく上り、その上生活必需品その他を大阪あるいは神戸の市場を経て入荷しているため、同地方一帯の経済状態は、近接大都市に異ならず、一方同地所在の工場従業員は半数以上市外通勤者である等、あらゆる点より大都市同様の経済状態にあるから、尼崎市の地域給を最高地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第五二四号 昭和二十六年二月五日受理

宮崎市外四市の地域給に関する請願

請願者 宮崎県議会議長 日高 弥一

紹介議員 三輪 貞治君

宮崎県は、中央をへだたるへきさうの地にありしかも陸海交通の便に恵まれず、加えて全国まれにみる台風災害県であるため、物価の高騰は必然的であり主要都市に劣らぬ高率の物価指数を示している現状であるから、宮崎、延岡、都城、日南、小川の五市については特別のせん議をもつて級地引き上げを実現せられたいとの請願。

第五四五号 昭和二十六年二月六日受理

電気通信職員の特別給與表制定に関する請願

請願者 東京都千代田区大手町二ノ一全国電気通信従業員組合内 久保等

紹介議員 木下 源吾君

電気通信職員の業務は複雑、困難かつ長年月の経験が必要とするものであるから、当然特別の給與表は、法律第二百九十九号の第四條に基き、民間同一職種との均衡、国鉄、専売職員の給與等を充分考慮して制定されなければならぬのに、現在一般職員と同一の俸給表の適用を受けているため、積極的作業意欲を失ひ、退職者、配置転換希望者が続出して、職場は常に未経験者と腰かけの気分のものでよつて運営されている実情である。これをこのまま放置すると、電気通信事業の致命的欠陥となるから、電気通信職員に最も適応する特別給與表を制定せられたいとの請願。

第五七二号 昭和二十六年二月六日受理

静岡県清水市の地域給に関する請願

請願者 静岡県清水市長 山本 正治

紹介議員 平岡 市三君

清水市は県下の産業都市であり、また貿易港である関係から、同市の物価は、他府県の大都市と異なるところがなく、官公庁の職員の生活は極めて困難な状態に追い込まれているから、勤務地手当地域給を引き上げられたいとの請願。

第五八四号 昭和二十六年二月七日受理

大阪府孔舎衙村の地域給に関する請願

請願者 大阪府中河内郡孔舎衙村長 橋川嘉一郎

紹介議員 荒木正三郎君

大阪府孔舎衙村は、大阪よりわずか二十分余の距離にあり、各種交通の便

利が良いため、村内居住者の大部分が大阪市内への通勤者である。従つて当該地域の物価は大阪市と変らず、一方当該地区中小学校教員の多くは退職または転職を希望し新規採用も地域給が低い希望者がない等、および所極めて大なるものがあるから、当村の地域給を大阪市と同格にせられたいとの請願。

第五九三号 昭和二十六年二月七日 受理

京都市の地域給に関する請願

請願者 京都府知事 蟻川虎三
紹介議員 木下 源吾君

京都府における総理府統計局の特別消費者価格調査の指数が大阪、兵庫に比し若干低位にあるため、地域給指定に際し京都府を大阪、兵庫より下位の地域区分に決定する由が伝えられているが、当該地方は京阪神経済ブロックの一環として物資の交流はひん繁であり、物価ならびに生活の実態に何等の差異がなく、万一地域給に差異をつけることとなれば人事行政の公正円満を欠き、地方行政の民主的かつ能率的な運営を非常に困難に陥れる結果になるから、京阪神を同等の級地に指定せられたいとの請願。

第五九四号 昭和二十六年二月七日 受理

愛知県大和村の地域給に関する請願

請願者 愛知県中島郡大和村長
上田米一

紹介議員 鬼丸 義齊君

愛知県大和町は、大消費地である一宮市、稲沢町、織物生産地として知られる起町、奥町、今伊勢町、萩原町等の大消費地に囲まれた繊維工業地帯であ

り、ことに当村は一宮市の都市計画区域内にあつて政治、経済、文化等は一宮市と密接な関係をもち、物価もこれらの市町村と異なるところがないから、今回改正を伝えられる地域給の指定にあつては当村を一宮市および隣接町村と同様の級地に指定せられたいとの請願。

第五九九号 昭和二十六年二月七日 受理

小樽市の地域給に関する請願

請願者 北海道小樽市入舟町八ノ六五小樽地区全官公庁労働組合会議内 松川富男
紹介議員 千葉 信君 若木 勝蔵君

北海道における経済、貿易の中心都市である小樽市は、その産業別総人口に占める商業交易関係人口の割合が極めて高率であり、他の生産都市に比し純消費都市として市民一人当りの消費量が大きく物価もまた高位を示しているから、地域給の改訂にあつては当市を支給率二割に指定せられたいとの請願。

第六〇〇号 昭和二十六年二月七日 受理

札幌市および周辺町村の地域給に関する請願

請願者 北海道札幌市北三條西六全北海道庁労働組札幌地区協議会内 秋庭鉄之介 一名

紹介議員 千葉 信君

給與ベースの改訂により、勤務地手当支給の割合が二十五パーセントを最高とし、札幌の勤務地手当支給割合は東京より若干下回っているが、人事院の

算定方針に基いて、札幌が算定した結果は、昭和二十四年一月から十二月の地域差指数は東京よりも低下していたが昭和二十五年に入り東京を上回つていく状態であるから、札幌市および周辺町村の地域給支給率を二十パーセント以上に指定せられたいとの請願。

第六〇三号 昭和二十六年二月八日 受理

新潟県の地域給に関する請願

請願者 新潟県知事 岡田正平
紹介議員 清澤 俊英君 下條 恭兵君 小林 孝平君

新潟県は、約四百市町村のうち、地域給一割の地域は、七市一町村で、他は丙地となつてゐる。しかるに昭和二十二年以降の経済事情悪化および地理的悪条件のため、関係市町村勤務の公務員の生活は極度に低下し、第十五次中央地域給審議会においては、新潟市の甲地引上げを始め、各市町の引上げが予定されていたのであるから、今次の地域給改訂に際しては、新潟県の地理的特殊事情を考慮し、従来の乙地はそのまま維持し、その他申請町村については、その地域給を五分ないし一割引き上げられたいとの請願。

第六一一号 昭和二十六年二月八日 受理

兵庫県宝塚地区の地域給に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市元村長 岩田充二外二十七名

紹介議員 山縣 勝見君

宝塚地区は、兵庫県武庫郡元村と川辺郡小浜村にまたがる京阪神間一流の観光遊覧地で、物価は阪神間諸都市より平均二、三割高い実情にある特殊地区であるが、地域給においては阪神間

諸都市より低いため、学校その他官公庁職員の適正な人事交流に支障が多いから、同地区の地域給を五級地に指定せられたいとの請願。

第六一四号 昭和二十六年二月八日 受理

尼崎市外三市の地域給に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市議会常任総務委員会内 甲川巖 外三君

尼崎、伊丹、西宮および芦屋の四市は、大阪、神戸両市間にあり、いわゆる阪神都市で、文化的にも経済的にも大阪、神戸の両市と、差異のない都市である。しかるに今回の地域給改訂は、昭和二十五年の特別消費者価格によつて決定される由であるが、これが実現されると、四市間の学校教職員および官公庁職員の配置転換はもと論、一般私企業の給與体系に重大な影響を與えるから、阪神間各都市の特殊事情を考慮の上、尼崎市外三市の地域給を最高級地に指定せられたいとの請願。

第六一六号 昭和二十六年二月八日 受理

熊本県人吉市の地域給に関する請願

請願者 熊本県人吉市長 小出 政喜外三名

熊本県人吉市は、しいたけ、茶、木材等を産出する山間の城下町であるが、最近における木材界不況によつていちじるしい影響を受けており、また前記産物以外はすべて他地方に移入しなければならぬため、物価は大都市より高い実情にあるから、今次の地域給決定に際しては、前回のCPSによること

なく、人吉市の特殊事情を再検討の上、従来通り一割支給地に指定せられたいとの請願。

第六一八号 昭和二十六年二月八日 受理

北海道浦河町の地域給に関する請願

請願者 北海道浦河郡浦河町浦河地区全官公庁労働組合協議会 松尾一空

北海道浦河町、終戦後のいちじるしい人口増加および消費物資不足に加え、漁業地としての消費地的性格および地理的条件による輸送経費増大等のため、生活必需品の物価は道内主要都市に及ばない実情であるから、同地の地域の経済的特殊事情を考慮の上、北海道浦河町を一割支給地域に指定せられたいとの請願。

第六一九号 昭和二十六年二月八日 受理

伊豆七島の地域給に関する請願

請願者 東京都新島測候所内 大沢重雄外五名

伊豆七島の地域給改訂については、昭和二十四年に国会において請願が採択され、人事院の要請を受けて東京都庁が現地調査を実施した結果、特級地引上げが妥当であると認められており、一方現在伊豆七島に在勤する都庁職員および学校職員はすでに特級地域給を支給されているから、同島の地域給を東京都同等に改訂せられたいとの請願。

第六五四号 昭和二十六年二月九日 受理

大阪府南高安村外七町村の地域給に
する請願

請願者 大阪府中河内郡南高安
村長 大東貞雄外四十
一名

紹介議員 荒木正三郎君

大阪府南高安村外七町村の位置は、大
阪より近畿日鉄で僅か十五分ないし二
十分の距離にあるため、住民の大部分
は大阪市内に通勤しており、物価は市
内に変わらない実情で、従つて同地方に
おける給料生活者の生活は特地または
甲地になるところがないから、都市に
転動転住する者が多く、学校教員等の
補充は困難となり、無資格教員さえ採
用している実情にあるから、今次予定
の地域給改訂に際しては、同地区の地
理的経済的特殊事情を再検討の上、特
別に考慮せられたいとの請願。

第六五五号 昭和二十六年二月九日
受理

滋賀県長浜市外二市の地域給に關する
請願

請願者 滋賀県長浜市長 加田
桂三

紹介議員 西川基五郎君

滋賀県長浜市、彦根市および大津市
は、京都、大阪の両大都市に近接して
いる關係上、物価は高く、生計費がか
さみ右三市在住の公務員の生活は、最
近いぢるしく窮迫しているから、今
回予定される地域給決定に際しては、
同地方の実情を調査の上現行の支
給区分を確保せられたいとの請願。

第一一六号 昭和二十六年二月七日
受理

盛岡市内在勤公務員の勤務手当に關
する陳情

陳情者 岩手県盛岡市議會議長
北太郎

盛岡市の物価は、総理府統計局の特別
C・P・S調査にも明らかなように昭
和二十四年五月、東京百に対し八十
一・六、同年十一月八十二・三、昭和
二十五年五月八十九・八と急速に東京
に近づきつつある。ことに最近朝鮮
事変を契機としてさらに上昇の傾向に
あるから、地域給の改正に際しては当
市の現行支給率一割を確保せられたい
との陳情。

第一二〇号 昭和二十六年二月七日
受理

滋賀県彦根市の地域給に關する陳情
陳情者 滋賀県彦根市長 小林郁
外五十一名

彦根市は、戦後政治、経済、産業、文
化等あらゆる面の発展をいぢるしく、
人々は増加の傾向にあり、物価は京阪
神または名古屋市の影響を受けて高騰
を続けている実状にあるから、勤務地
手当支給地域の改正に際し当地を少く
とも三級地に指定せられたいとの陳
情。

二月十九日予備審査のため、本委員会
に左の事件を付託された。

一、国家公務員等に対する退職手当
の臨時措置に關する法律の一部を
改正する法律案

国家公務員等に対する退職手当の
臨時措置に關する法律の一部を改
正する法律案

国家公務員等に対する退職手当
の臨時措置に關する法律の一部
を改正する法律

国家公務員等に対する退職手当の
臨時措置に關する法律の一部を改
正する法律

臨時措置に關する法律（昭和二十五
年法律第四十二号）の一部を次の
ように改正する。

第一條第一項中「昭和二十五年
度」を「昭和二十五年及び昭和二十
六年」に改め、同條第二項中「昭和
二十六年」を「昭和二十七年」に改め、
同項但書を次のように改める。

但し、昭和二十五年及び昭和
二十六年において給付事由が生
じた退職手当に關しては、同日後
も、なお、その効力を有する。

同條第三項中「昭和二十六年」を
「昭和二十七年」に改める。

第二條中「昭和二十五年」を「昭
和二十五年及び昭和二十六年」
に改める。

附則第五項第二号中「昭和二十五
年度」を「昭和二十五年及び昭和二
十六年度」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

二月二十四日本委員会に左の事件を付
託された。

一、大阪府西能勢村外五箇村の地域
給に關する請願（第六七〇号）

一、京都府八木町の地域給に關する
請願（第六七一〇号）

一、京都府園部地区の地域給に關する
請願（第六七二〇号）

一、群馬県富岡町の地域給に關する
請願（第六八二〇号）

一、山口県小野田市の地域給に關する
請願（第六九二〇号）

一、大阪府豊能郡内町村の地域給に
關する請願（第六九三〇号）

一、大阪府箕面町の地域給に關する
請願（第六九四〇号）

一、大阪府庄内町の地域給に關する
請願（第六九五〇号）

一、福岡県二日市町の地域給に關する
請願（第六九六〇号）

一、青森県弘前市の地域給に關する
請願（第六九七〇号）

一、愛知県豊田市の地域給に關する
請願（第六九八〇号）

一、高知県須崎町の地域給に關する
請願（第六九九〇号）

一、広島県西條町、寺西村兩地区の
地域給に關する請願（第七一五〇号）

一、兵庫県和田町の地域給に關する
請願（第七一六〇号）

一、石川県沼津温泉郷の地域給に關
する請願（第七一七〇号）

一、岡山県倉敷市の地域給に關する
請願（第七二七〇号）

一、愛知県長岡村の地域給に關する
請願（第七三〇〇号）

一、愛知県平和村の地域給に關する
請願（第七三一〇号）

一、愛知県千代田村の地域給に關する
請願（第七三二〇号）

大阪府西能勢村外五箇村の地域給に關
する請願

請願者 大阪府豊能郡西能勢村
西能勢中学校内 中西
太郎外十二名

紹介議員 荒木正三郎君

大阪府西能勢村地域は、大阪府の北隅
に位置する山間の村であるが、都市に
近いため、物価が高く、ことに衣料、
塩干魚類等は池田市より二割ないし三
割も高い実情にあるため、当地方に勤
務する学校教員は、各種交通機関を利
用して他地方に転勤する者が多く、か
くしては当地方の教育に重大な影響を與
えるから、同一條件にある大阪府豊能
郡西能勢村、田尻村、東郷村、東能勢
村、および吉川村の地域給を豊中、池
田両市同様に指定せられたいとの請
願。

第六七一〇号 昭和二十六年二月十日
受理

京都府八木町の地域給に關する請願
請願者 京都府船井郡八木町長
齋藤桑太郎外百四十四
名

紹介議員 カニエ邦彦君

八木町は、京都市より約三十キロの距
離にある丹波三郡の中心都市である
が、商工業の盛な物資の重要集散地で
あり、また経済的には附近より生産さ
れる主食米、炭類以外の物資をすべて
て京都市より移入している実情にある
ため、経済事情において京都市と全然
同然であるから、同町の地域給を京都
市同様に指定せられたいとの請願。

第六七二〇号 昭和二十六年二月十日
受理

京都府園部地区の地域給に關する請願

請願者 京都府船井郡園部町長

永井正史外四百二十六名

紹介議員 カニエ邦彦君

近く地域給の全面的改正が実施される由であるが、この勧告の基礎資料となつた総理府統計局の調査ははなはだしく不完全なものであり、ことに京都府園部地区についてははなはだしく実態にそわないものであるから、生活用品のすべてを京都市より移入している同地区の実情を考慮し、京都府園部地区の地域給を京都市同様に指定せられたとの請願。

第六八一号 昭和二十六年二月十二日受理

群馬県富岡町の地域給に関する請願

請願者 群馬県甘楽郡富岡町甘楽地方事務所内 細井 福司外二十七名

紹介議員 羽仁 五郎君

群馬県富岡町は、わが国最初の生糸工場設置の地として知られているが、戦後沖電気、大成ゴム等の各種工場が設置されたため、人口はいちじるしく増加し、いまや消費都市となり、加えて同地方で生産される生糸、コンニャク等の好景気と米作の絶対量不足の関係より、物価は高崎市と同水準にあるから、この際同町を地域給支給地に指定せられたとの請願。

第六八二号 昭和二十六年二月十二日受理

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の実施延期等に関する請願

請願者 東京都千代田区神田佐久間町一肥料配給公

団労組内 田所昌外八

紹介議員 木下 源吾君

近く解散を予定されている肥料配給、配炭、飼料配給、船舶、繊維貿易、鉱工品貿易、価格調整、産業復興、油糧砂糖配給の九公団職員の退職手当については、痛切かつ重大なる関心をもちている。ついで、現行の国家公務員等に関する退職手当の臨時措置に関する法律が本年三月三十一日をもって失効し、昭和二十六年年度以降においては法律をもつて退職給與に関する新たな恒久的制度を制定実施されるわけであるが、原則として同法律を延長実施するとともにその附則の一部を改正せられたとの請願。

第六九二号 昭和二十六年二月十三日受理

山口県小野田市の地域給に関する請願

請願者 山口県小野田市長 姫井伊介外千六百八十四名

紹介議員 中山 以良君

さきに臨時国会で審議された国家公務員給與法一部改正中、勤務地手当支給地の指定が改訂されることになるが、この改訂基準によると山口県小野田市地区は、既定の甲地区から極度に切り下げられるのではないかと推測されるが、若しこれが事実とすれば同地区千六百余名の全官公庁職員の生活は非常な打撃を受け、直ちに生活は困窮し正常勤務も至難となることは必至であるから、地域給指定に当つては本市を四級地とせられたとの請願。

第六九三号 昭和二十六年二月十三日受理

大阪府豊能郡内町村の地域給に関する請願

請願者 大阪府豊能郡内町長 橋本宗太郎外十六名

紹介議員 左藤 義詮君

大阪府豊能郡管内町村は、交通網の発達せる結果、経済、文化の面において何等都市と異なるところがなく、消費者物価指数は隣接大阪市より高度を示している現状であるから、今回の地域給の改正を機会に、本地区の地域給を引き上げられたとの請願。

第六九四号 昭和二十六年二月十三日受理

大阪府箕面町の地域給に関する請願

請願者 大阪府豊能郡箕面町長 栗山彦二

紹介議員 左藤 義詮君

大阪府箕面町は、南に豊中市、西南に池田市と隣接し、京阪神電鉄によつて大阪市とは三十分の近距離にあるため、消費者物価指数は前記都市より常に十パーセントないし二十パーセント上回っている実状であるから、地域給の指定に当つては、五級地に昇級せられたとの請願。

第六九五号 昭和二十六年二月十三日受理

大阪府庄内町の地域給に関する請願

請願者 大阪府豊能郡庄内町長 橋本宗太郎外六百三名

紹介議員 左藤 義詮君

大阪府豊能郡庄内町は、大阪市と豊中市との間にはさまれた地帯であるため、消費生活においてはこれらの市とは何ら区別がないから、今回の地域給

率変更の際には前記二市と同率とせられたとの請願。

第六九六号 昭和二十六年二月十三日受理

福岡県二日市の地域給に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡二日市町長 武石源太郎外一名

紹介議員 吉田 法晴君、小松 正雄君

福岡県二日市町は、福岡市の近接町として福岡市とは経済、文化生活に緊密な関係を有し、消費生活においては同市と何等変らない現状にあるから、今回の地域給率変更の際には、福岡市と同率とせられたとの請願。

第六九七号 昭和二十六年二月十三日受理

青森県弘前市の地域給に関する請願

請願者 青森県弘前市長 岩淵 勉外三十三名

紹介議員 佐藤 尚武君、工藤 鉄男君

弘前市は、へきすうの地に位置しているにもかかわらず現実に中央大都市に比する高物価を示し、他地方小、中都市とは全く比較できない実状にあるから、当市の特殊性を考慮して地域給支給地域に指定せられたとの請願。

第六九八号 昭和二十六年二月十三日受理

愛知県蟹江町の地域給に関する請願

請願者 愛知県海部郡蟹江町一、一七八全官公庁労働組合内 三輪敏雄外二百二名

紹介議員 森崎 隆君、成瀬 幡治君

愛知県蟹江町は、名古屋市の都心より十キロの円内にあるため、同市の住宅地となつていて関係で消費価格も同市より高く公務員の生活も苦しいから、地域給の指定に当つては蟹江町を甲地域とせられたとの請願。

第六九九号 昭和二十六年二月十三日受理

高知県須崎町の地域給に関する請願

請願者 高知県高岡郡須崎町全官公庁連絡協議会内 岡本真雄

紹介議員 寺尾 豊君、入交 太藏君

高知県高岡郡須崎町は、従来内地の取扱いを受け地域給支給地から除外されているが、現在の物価指数は乙地区である高知市、後免町、中村町以上を示しており、本町在勤の官公庁従業員の生活は非常に困窮しているから、本町を前記市町なみに指定せられたとの請願。

第七一五号 昭和二十六年二月十四日受理

広島県西條町、寺西村両地区の地域給に関する請願

請願者 広島県賀茂郡西條町西條郵便局内 天野春三 外四十五名

紹介議員 山田 節男君

広島県西條町、寺西村地区は、戦時中のその開と海外引揚および広島市、呉市の戦災により人口はいちじるしく増加し、諸物価は都市より高い状況にあるから、地域給の改正に伴う支給地の指定に当つては当地区を一割支給地に指定せられたとの請願。

第七一六号 昭和二十六年二月十四日受理
兵庫県和田山町の地域給に関する請願
請願者 兵庫県朝来郡和田山町 和田山 平野初次外四百十七名
紹介議員 佐々木良作君 赤木正雄君

和和田山町は、兵庫の北部養父郡および朝来郡の行政の中心地であるが諸物価は但馬地区の最高を示している実情であるから、今回改正を伝えられる勤務地手当支給地域区分指定に当つては当町を二級地に指定せられたいとの請願。

第七一七号 昭和二十六年二月十四日受理
石川県江沼温泉郷の地域給に関する請願
請願者 石川県大聖寺町役場内 石川県全官公江沼地区協議会内 高田幸盛外十七名
紹介議員 青山 正一君

今回地域給の改正に伴い支給地の指定が伝えられているが、江沼温泉郷は全民的にも有名な箱根、別府等の温泉地のような観光意識の増進が日を追つて盛んになると共に、温泉郷の特殊地域的物価高は六大都市に劣らない状況にあるから、当地の地域給を引き上げられたいとの請願。

第七二七号 昭和二十六年二月十四日受理
岡山県倉敷市の地域給に関する請願
請願者 岡山県倉敷市長 高橋勇雄外十名
紹介議員 加藤 武雄君 荒木正三郎君

今回改正を伝えられる勤務地手当算出の基礎を昭和二十四年五月、十一月、昭和二十五年五月のC・P・S調査を参考資料としている由であるが、このC・P・S調査は基礎資料としては現状に即しない。これに倉敷市はこの調査によつて地域差総合指数が漸次低下の傾向を示しているが、実際の指数は高位にあり岡山市の消費者価格の数字より高いのが現状であるから、当市を岡山市並の地域区分に指定せられたいとの請願。

第七三〇号 昭和二十六年二月十五日受理
愛知県長岡村の地域給に関する請願
請願者 愛知県中島郡長岡村長 日比寛
紹介議員 竹中 七郎君 鬼丸義齊君

愛知県長岡村は、産業、交通、経済、文化の発展に伴い生活程度も高くなり、ことに当村の日用必需品はすべて隣接祖父江町、新町を経て移入している関係上物価高はむしろ名古屋、一宮両市より上廻つてゐる現状であるから、伝えられる地域給支給地の指定にあつては当村の実情を考慮せられたいとの請願。

第七三二号 昭和二十六年二月十五日受理
愛知県千代田村の地域給に関する請願
請願者 愛知県中島郡千代田村 長 山田治郎
紹介議員 竹中 七郎君 鬼丸義齊君

愛知県千代田村は、繊維工業地として経済力の急速な飛躍と共に人口は増加の傾勢を示し一方諸物価は高騰しつつあるから、伝えられる地域給の改正に当つては当村の級地を引き上げられたいとの請願。

第七三三号 昭和二十六年二月十五日受理
千葉県四街道地区の地域給に関する請願
請願者 千葉県印旛郡千代田町 四街道千葉大学教育学部分校内 野尻丈七外二名
紹介議員 小野 哲君

千葉県四街道地区は、終戦前までは下志津原の一端に軍都として発展した市街地であり、従つて日常生活必需品のほとんどすべてを千葉市ならびに東京の荷受機関より再荷受しているため、都市としての要素には欠けているが物価は常に他地区より高いから、伝えられる地域給の改正に際し、当地区を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第七四二号 昭和二十六年二月十五日受理
鳥取市の地域給に関する請願
請願者 鳥取県副知事 鈴木武外六十五名
紹介議員 中田 吉雄君

鳥取市は県庁の所在地として文化、交通、行政上重要な地位を占め県下最大の消費都市であり、日常生活必需品の多くはすべて京阪神よりの転入によるものであつて、むしろ大都市より物価は高位を示している実状であるから、従前通りの地域給とせられたいとの請願。

第七四一号 昭和二十六年二月十五日受理
兵庫県赤穂町の地域給に関する請願
請願者 兵庫県赤穂郡赤穂町赤穂地方事務所内 吉本友次郎外三十二名
紹介議員 松浦 清一君

兵庫県赤穂町は、地域生活環境ならびに物価指数において姫路市、相生市とは同等であるにもかかわらず地域給はこれ等隣接都市に比較して一割も低い乙地域に指定されるままであるから、伝えられる地域給の改正にあつてはこの不合理を是正し当町を姫路市、相生市と同格まで引上げられたいとの請願。

第七四二号 昭和二十六年二月十五日受理
鳥取市の地域給に関する請願
請願者 鳥取県副知事 鈴木武外六十五名
紹介議員 中田 吉雄君

鳥取市は県庁の所在地として文化、交通、行政上重要な地位を占め県下最大の消費都市であり、日常生活必需品の多くはすべて京阪神よりの転入によるものであつて、むしろ大都市より物価は高位を示している実状であるから、従前通りの地域給とせられたいとの請願。

第七四一号 昭和二十六年二月十五日受理
兵庫県赤穂町の地域給に関する請願
請願者 兵庫県赤穂郡赤穂町赤穂地方事務所内 吉本友次郎外三十二名
紹介議員 松浦 清一君

える状況を呈している。従つて日常生活の必需品も名古屋瀬戸等の近隣都市に変わらない実情にあるから、同町の地域給を名古屋瀬戸両市に指定せられたいとの陳情。

三月二日本委員会に左の事件を付託された。

一、国家公務員災害補償法案
国家公務員災害補償法案
国家公務員災害補償法案

第一章 総則(第一條―第八條)
第二章 補償及び福祉施設(第九條―第二十三條)
第三章 審査(第二十四條―第二十五條)
第四章 雑則(第二十六條―第三十四條)

附則
第一章 総則
(この法律の目的及び効力)
第一條 この法律は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第九十三條から第九十五條までの規定に基づき、同法第二條に規定する一般職に属する職員(船員法(昭和二十二年法律第百号)第一條に規定する船員である職員、未復員者給與法(昭和二十二年法律第百八十二号)に規定する未復員者である職員及び特別未帰還者給與法(昭和二十三年法律第二百七十九号)に規定する特別未帰還者である職員を除く。以下「職員」という。)の公務上の災害(負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」と

いう。を迅速且つ公平に行い、あわせて公務上の災害を受けた職員に必要の施設をすることを目的とする。

2 この法律の規定が国家公務員法の規定と異なる場合には、国家公務員法の規定が優先する。

(人事院の権限)

第二條 人事院は、この法律の実施に關し、左に掲げる権限及び責務を有する。

一 この法律の完全な実施の責に任ずること。

二 この法律の実施及び解釈に關し必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。

三 次條の実施機關が行う補償の実施についての総合調整を行うこと。

四 次條の実施機關が行う補償の実施について調査し、並びに資料の収集作成及び報告の提出を求めること。

五 第二十一條の補装具の支給並びに第二十二條の福祉施設の設置及び運営について調査し、報告を求め、及び総合調整を行うこと。

六 第二十四條の規定による審査の請求を受理し、審査し、及び判定を行うこと。

七 その他この法律に定める権限及び責務

(実施機関)

第三條 人事院及び人事院が指定する国の機関(以下「実施機関」という)は、この法律及び人事院規則で定めるところにより、この法

律に定める補償の実施の責に任ずる。

2 前項の規定は、人事院にこの法律の実施に關する責任を免れさせざるものではない。

3 実施機関は、この法律及び人事院が定める方針、基準、手続、規則及び計画に従つて補償の実施を行わなければならない。

4 実施機関が第一項の規定により行うべき責務を怠り、又はこの法律、人事院規則及び人事院指令に違反して補償の実施を行つた場合には、人事院は、その是正のため必要な指示を行うことができる。(平均給與額)

第四條 この法律で「平均給與額」とは、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病の発生日が確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間(その期間内に採用された職員については、その採用された日までの間)にその職員に対して支拂われた給與の総額を、その期間の総日数で除して得た金額をいう。但し、その金額は、左の各号の一によつて計算した金額を下らないものとする。

一 給與の全部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高拂制によつて定められた場合においては、その期間中に支拂われた給與の総額をその勤務した日数で除して得た金額の百分の六十

二 給與の一部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高拂制によつて定めら

れた場合においては、その部分の給與の総額について前号の方法により計算した金額と、その他の部分の給與の総額をその期間の総日数で除して得た金額との合算額

2 前項の給與は、一般職の職員の給與に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員(同法第二十二條第一項及び第二項の職員並びに商船管理委員会及び国民金融公庫の役員を除く。)にあつては、俸給、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当(人事院規則で定めるものを除く)、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当とし(但し、人事院規則で定めるところにより、寒冷地手当及び石炭手当を加えることができる。)、その他の職員にあつては、人事院規則で定める給與とする。

3 第一項に規定する期間中に、左の各号の一に該当する日がある場合においては、その日数及びその間の給與は、同項の期間及び給與の総額から控除して計算する。但し、控除しないで計算した平均給與額が控除して計算した平均給與額より多い場合は、この限りでない。

一 公務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために勤務することができなかつた日

二 産前産後の職員が、出産の予定日の六週間前から出産後六週間以内において勤務しなかつた日

三 国の責に帰すべき事由によつ

て勤務することができなかつた日

四 職員団体の義務にもつぱら従事するための休暇の日

4 前三項の規定により平均給與額を計算することができない場合及び前三項の規定によつて計算した平均給與額が著しく公正を欠く場合における平均給與額の計算については、人事院規則で定める。

5 前四項の規定によつて計算した平均給與額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額を平均給與額とする。

(損害賠償の免責)

第五條 国は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その価額の限度において国家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)又は民法(明治二十九年法律第八十九号)による損害賠償の責を免れる。

(第三者に対する損害賠償の請求)

第六條 国は、補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合に補償を行つたときは、その価額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が、当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、国は、その価額の限度において補償の義務を免れる。

(補償を受ける権利)

第七條 職員が離職した場合においても、補償を受ける権利は、影響

を受けない。

2 補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることはできない。

第八條 職員が公務上の災害を受けた場合においては、実施機関は、補償を受けるべき者に対して、その者がこの法律によつて権利を有する旨をすみやかに通知しなければならない。

第二章 補償及び福祉施設

(補償の種類)

第九條 補償の種類は、左に掲げるものとする。

一 療養補償

二 休業補償

三 障害補償

四 遺族補償

五 葬祭補償

六 打切補償

(療養補償)

第十條 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかつた場合においては、国は、療養補償として、必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。

第十一條 前條の規定による療養の範囲は、左に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 病院又は診療所への收容

五 看護

六 移送

(休業補償)

第十二條 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務

することができない場合において、給與を受けないときは、国は、休業補償として、その勤務することができない期間につき、平均給與額の百分の六十に相当する金額を支給する。

(障害補償)

第十三條 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき別表第一に定める程度の身体障害が存する場合においては、国は、障害補償として、同表に定める障害の等級に応じ、平均給與額と同表に定める日数を乗じて得た金額を支給する。

2 別表第一に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、重い身体障害に應ずる等級による。

3 左に掲げる場合の身体障害の等級は、左の各号のうち職員に最も有利なものによる。

一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の二級以上の等級

二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、同項の規定による等級の二級以上の等級

三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、同項の規定による等級の三級以上の等級

4 前項の規定による障害補償の金額は、各々の身体障害に應ずる等級による障害補償の金額を合算した金額をこえてはならない。

5 既に身体障害のある者が、公務上の負傷又は疾病によつて同一部

位について障害の程度を加重した場合においては、その障害補償の金額から、従前の障害に應ずる障害補償の金額を差し引いた金額の障害補償を行う。

(休業補償及び障害補償の例外)

第十四條 職員が重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかつたときは、国は、休業補償又は障害補償を行わないことができる。

(遺族補償)

第十五條 職員が公務上死亡した場合においては、国は、遺族補償として、職員の遺族に対して、平均給與額の千日分に相当する金額を支給する。

第十六條 前條に規定する職員の遺族は、左の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二 子、父母、孫及び祖父母で、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前二号に掲げる者の外職員の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前二号に該当しないもの

2 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父

母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 職員が遺言又はその者の所属する実施機関の長に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、第一項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償を受けるものとする。

第十七條 遺族補償を受けるべき同順位の方が二人以上ある場合においては、遺族補償は、その人数によつて等分して行うものとする。

(葬祭補償)

第十八條 職員が公務上死亡した場合においては、国は、葬祭を行う者に對して、葬祭補償として、平均給與額の六十日分に相当する金額を支給する。

(打切補償)

第十九條 第十條の規定によつて補償を受ける職員が、療養開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、国は、打切補償として、平均給與額の千二百日分に相当する金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切補償を行う場合においては、その後におけるこの法律の規定による補償は行わない。

(補償の分割)

第二十條 補償を受けるべき者が希望する場合においては、第十三條又は第十五條の規定による補償として、同條の規定にかかわらず平均給與額に別表第二に定める日数を乗じて得た金額を、六年にわた

つて毎年支給することができる。

2 前項の規定により補償の分割支給を開始した後、補償を受けるべき者が希望する場合においては、人事院規則の定めるところにより、その残額を一時に支給することができる。

(補装具の支給)

第二十一條 国は、職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、別表第一に定める程度の身体障害が存する場合においては、当該職員に義肢、義眼、補聴器等の補装具を支給することができる。

(福祉施設)

第二十二條 人事院及び実施機関は、公務上の災害を受けた職員の福祉に關して必要な左の施設をするように努めなければならない。

一 外科後処置に關する施設

二 休養又は療養に關する施設

三 職業再教育に關する施設

四 義肢、義眼、補聴器等の補装具の支給に關する施設

(労働基準法等との関係)

第二十三條 この法律に定める補償の実施については、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及び労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による災害補償の実施との間におけるつり合を失わないように十分考慮しなければならない。

第三章 審査

第二十四條 実施機関を行う公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施につ

いて異議のある者は、人事院規則に定める手続に従い、人事院に対し、審査の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、人事院は、すみやかにこれを審査して判定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

3 第一項の規定による審査の請求は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

第二十五條 人事院は、前條第二項の規定により判定を行う場合には、従前の労働者災害補償保険審査官若しくは労働者災害補償保険審査会の決定又は裁判所の判決に矛盾しないようにしなければならない。

第四章 雑則

(報告、出頭等)

第二十六條 人事院又は実施機関は、審査又は補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、医師の診断を行い、又は検案を受けさせることができる。

2 前項の規定により出頭した者は、国家公務員等の旅費に關する法律（昭和二十五年法律第一百四号）による旅費を受けることができる。

(立入検査等)

第二十七條 人事院又は実施機関は、審査又は補償の実施のため必要があると認めるときは、その職員は、公務上の災害を受けた職員

の勤務する場所、災害のあつた場所、又は病院若しくは診療所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は補償を受けようとする者その他の関係人に対して質問させることができる。

2 前項の規定により人事院又は実施機関の職員が、その職権を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求によりこれを呈示しなければならない。

3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(時効)

第二十八條 補償を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。但し、補償を受けるべき者が、この期間経過後その補償を請求した場合において、実施機関が第八條の規定により、補償を受けるべき者に通知をしたこと又は自己の責に帰すべき事由以外の事由によつて通知をすることができなかつたことを立証できない場合には、この限りでない。

2 前項の時効の中断、停止その他の事項に関しては、民法の時効に関する規定を準用する。

(期間の計算)

第二十九條 この法律又はこの法律に基く人事院規則に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

(非課税等)

第三十條 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第三十一條 補償に関する書類に

は、印紙税を課さない。

(無料証明)

第三十二條 実施機関の長又は補償を受けようとする者は、職員の戸籍に関して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に対して無料で証明を請求することができる。

(予算の計上)

第三十三條 補償、第二十一條の補償の支給及び第二十二條の施設に要する経費は、公務上の災害に関する人事院の統計的研究の結果に基いて、予算に計上されなければならない。

(罰則)

第三十四條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第二十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだ者

二 第二十七條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 職員に係る補償に相当する給與又は給付で、この法律施行前において支給すべき事由の生じたものの支給については、なお従前の例による。但し、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の応

急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)に基いて国が支給する職員に係る給與のうち補償に相当するものの支給について異議のある者は、人事院に対して、審査を請求することができる。

3 前項の審査については、第二十四條から第二十七條までの規定を準用する。

(法令の改廃)

4 恩給法臨時特例(昭和二十三年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第十條中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十七條の規定による障害補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條第一項の規定に該当するもの」を「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第 号)若しくは労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定による障害補償又はこれらに相当する補償若しくは給付」に改める。

第十一條中「労働基準法第七十九條の規定による遺族補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條第一項の規定に該当するもの」を「国家公務員災害補償法若しくは労働基準法の規定による遺族補償又はこれらに相当する補償若しくは給付」に改める。

第十二條中「労働基準法第七十七條若しくは第七十九條の規定による補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條の規定に該当するもの」を「国家公務員災害補償法若しくは労働基準法の規定

による障害補償若しくは遺族補償又はこれらに相当する補償若しくは給付」に改める。

5 厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項但書中「労働基準法第七十七條を」を「国家公務員災害補償法第十三條若しくは労働基準法第七十七條に、労働基準法第八十二條を」を「国家公務員災害補償法第二十條、労働基準法第八十二條」に改める。

第三十八條及び第三十九條第二項中「労働基準法第七十七條」を「国家公務員災害補償法第十三條若しくは労働基準法第七十七條」に改める。

第四十四條但書中「労働基準法第七十九條を」を「国家公務員災害補償法第十五條若しくは労働基準法第七十九條に、労働基準法第八十二條を」を「国家公務員災害補償法第二十條若しくは労働基準法第八十二條」に改める。

第四十七條中「労働基準法第七十七條を」を「国家公務員災害補償法第十三條若しくは労働基準法第七十七條」に改める。

6 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の応急措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第一項中「第六十八條の規定」を「第六十八條の規定並びに国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第 号)第一条に規定する職員に係る第七十五條から第八十八條までの規定」に改める。

第二項中「大蔵大臣を」を「一般職に属する職員については人事院、特別職に属する職員については大蔵大臣」に改める。

7 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三十八條中第一項及び第三項を削り、第二項を第一項とする。

8 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四十二條中第一項及び第三項を削り、第二項を第一項とする。

9 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百六十二條第五号中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)を」を「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第 号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)に改める。

第六百七十二條第五号中「労働基準法」を「国家公務員災害補償法、労働基準法」に改める。

左に掲げる法令は、廃止する。

伝染病予防救済に從事する者の手当金に関する件(明治三十三年法律第三十号)

官吏療治料給與の件(明治二十五年勅令第八十号)

伝染病予防救済に從事する者の療治料に関する件(明治三十三年勅令第四十一号)

巡査看守療治料、給助料及弔祭料給與令(明治三十四年勅令第四百十九号)

巡査看守療治料、給助料及弔祭

料給與令を警部補、消防士補及消防機関士補に準用するの件
(明治四十三年勅令第百二十六号)
運輸部内職員の療養に関する件
(大正三年勅令第百五号)

傭人扶助令(大正七年勅令第三百八十二号)
雇員扶助令(昭和三年勅令第九号)
供給労働者扶助令(昭和七年勅令第二号)

航空勤務者一時賜金令(昭和十三年勅令第五百六十四号)
巡査看守療治料、給助料及弔祭料給與令を副看守長に準用するの件(昭和十五年勅令第八百七十号)

航空機乗員養成所生徒死傷手当金給與令(昭和十七年勅令第五百九十七号)
特殊試験従事者一時賜金令(昭和二十年勅令第二百六十五号)
特殊試験従事者保護賜金令(昭和二十年勅令第二百六十六号)

和二十年勅令第二百六十六号)
伝染病予防救治に従事し為に感染し又は死亡したる官吏に手当支給の件(明治十九年閣令第二十三号)

別表第一

等級	日数	身体障害
第一級	一、三四〇	一 両眼が失明したもの 二 そしやく及び言語の機能を廢したもの 三 精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 半身不随となつたもの 六 両上肢をひざ関節以上で失つたもの 七 両上肢の用を全廢したもの 八 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 九 両下肢の用を全廢したもの
第二級	一、一九〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 三 両上肢を腕関節以上で失つたもの 四 両下肢を足関節以上で失つたもの
第三級	一、〇五〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二 そしやく又は言語の機能を廢したもの 三 精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 五 両手の手指の全部を失つたもの
第四級	九二〇	一 両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二 そしやく及び言語の機能を著しい障害を残すもの 三 鼓膜の全部の欠損その他により両耳の聴力を全く失つたもの 四 一上肢をひざ関節以上で失つたもの 五 一下肢をひざ関節以上で失つたもの 六 両手の手指の全部の用を廢したもの 七 両足をリスフラン関節以上で失つたもの

第五級	七九〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になつたもの 二 一上肢を腕関節以上で失つたもの 三 一下肢を足関節以上で失つたもの 四 一上肢の用を全廢したもの 五 一下肢の用を全廢したもの 六 両足の足指の全部を失つたもの
第六級	六七〇	一 両眼の視力が〇・一以下になつたもの 二 そしやく又は言語の機能を著しい障害を残すもの 三 鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができないもの 四 せき柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 五 一上肢の三大関節中の二関節の用を廢したもの 六 一下肢の三大関節中の二関節の用を廢したもの 七 一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指を失つたもの
第七級	五六〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になつたもの 二 鼓膜の中等度の欠損その他により両耳の聴力が四十センチメートル以上では普通の話声を解することができないもの 三 精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 五 一手の母指及び示指を失つたもの又は母指若しくは示指を含み三以上の手指を失つたもの 六 一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指の用を廢したもの 七 一足をリスフラン関節以上で失つたもの 八 両足の足指の全部の用を廢したもの 九 女子の外ばうに著しい醜状を残すもの 一〇 両側のこう丸を失つたもの

第八級	四五〇
一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二 せき柱に運動障害を残すもの 三 神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 四 一手の母指を含み二の手指を失つたもの 五 一手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み三以上の手指の用を廃したもの 六 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの 七 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 八 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 九 一上肢に仮関節を残すもの 一〇 一下肢に仮関節を残すもの 一一 一足の足指の全部を失つたもの 一二 一足又は一側のじん臓を失つたもの	
第九級	三五〇
一 両眼の視力が〇・六以下になつたもの 二 一眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 三 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 六 そしやく及び言語の機能に障害を残すもの 七 鼓膜の全部の欠損その他により一耳の聴力を全く失つたもの 八 一手の母指を失つたもの、示指を含み二の手指を失つたもの又は母指及び示指以外の三の手指を失つたもの 九 一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの 一〇 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの 一一 一足の足指の全部の用を廃したもの 一二 生殖器に著しい障害を残すもの	
第一〇級	二七〇
一 一眼の視力が〇・一以下になつたもの 二 そしやく又は言語の機能に障害を残すもの 三 十四歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 四 鼓膜の大部分の欠損その他により一耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができないもの 五 一手の示指を失つたもの又は母指及び示指以外の二の手指を失つたもの 六 一手の母指の用を廃したもの、示指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の三の手指の用を廃したもの 七 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの	

第一級	二〇〇
一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 四 鼓膜の中等度の欠損その他により一耳の聴力が四十センチメートル以上では普通の話を解することができないもの 五 せき柱に奇形を残すもの 六 一手の中指又は薬指を失つたもの 七 一手の示指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の二の手指の用を廃したもの 八 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 九 胸腹部臓器に障害を残すもの	
第二級	一四〇
一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 七歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 四 一耳の耳かくの大部分を欠損したもの 五 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの 六 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 八 長管骨に奇形を残すもの 九 一手の中指又は薬指の用を廃したもの 一〇 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの 一一 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 一二 局部にがん固な神経症状を残すもの 一三 男子の外ばうに著しい醜状を残すもの 一四 女子の外ばうに醜状を残すもの	
第三級	九〇
一 一眼の視力が〇・六以下になつたもの 二 一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 三 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 四 一手の小指を失つたもの 五 一手の母指の指骨の一部を失つたもの 六 一手の示指の指骨の一部を失つたもの	

第一四級	五〇
七 一手の示指の末関節を屈伸することができなくなつたもの 八 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの 九 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失つたもの 一〇 一足の第二の足指の用を廃したもの、第三の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの	一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 二 三齒以上に対し歯科補てつを加えたもの 三 上肢の露出面にてのひらの大きな醜いあとを残すもの 四 下肢の露出面にてのひらの大きな醜いあとを残すもの 五 一手の小指の用を廃したもの 六 一手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失つたもの 七 一手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなつたもの 八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの 九 局部に神経症状を残すもの 一〇 男子の外ばうに醜状を残すもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状のあるものについては、きよう正視力について測定する。
- 二 手指を失つたものとは、母指は指関節、その他の手指は第一指関節以上を失つたものをいう。
- 三 手指の用を廃したものとは、手指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは第一指関節(母指にあつては指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

三月三日日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、大分県津久見町の地域給に関する請願(第七四六号)
- 一、京都府綾部市の地域給に関する請願(第七五一号)
- 一、愛知県今伊勢町の地域給に関する請願(第七五二号)
- 一、愛知県幸母町の地域給に関する請願(第七五三号)
- 一、愛知県西尾町の地域給に関する請願(第七五四号)

- 一、愛知県野間町の地域給に関する請願(第七五五号)
- 一、愛知県富貴村の地域給に関する請願(第七五六号)
- 一、愛知県北方村の地域給に関する請願(第七五七号)
- 一、愛知県安城町の地域給に関する請願(第七五八号)
- 一、国立病院医師の採用難打開に関する請願(第七六〇号)
- 一、医師および看護婦の待遇改善等に関する請願(第七七三号)
- 一、長崎県川棚町の地域給に関する請願(第八〇五号)

- 一、愛知県宮田町の地域給に関する請願(第八〇三号)(第九一二号)
- 一、愛知県志段味村の地域給に関する請願(第八〇四号)
- 一、愛知県高浜町の地域給に関する請願(第八〇五号)
- 一、岩手県一関市の地域給に関する請願(第八〇六号)
- 一、愛知県東浦町の地域給に関する請願(第八〇七号)
- 一、愛知県豊浜町の地域給に関する請願(第八〇八号)
- 一、北海道旭川市の地域給に関する請願(第八〇九号)(第八七四号)
- 一、愛知県刈谷市の地域給に関する請願(第八一〇号)
- 一、愛知県本郷町の地域給に関する請願(第八一二号)
- 一、北海道旭川地方の地域給に関する請願(第八一五号)
- 一、北海道網走市の地域給に関する請願(第八二六号)
- 一、北海道北見市の地域給に関する請願(第八二七号)
- 一、北海道室蘭市の地域給に関する請願(第八三三三号)
- 一、宮城県本町の地域給に関する請願(第八三四号)

- 一、岩手県一関市の地域給に関する請願(第八二八号)(第九〇〇号)
- 一、北海道琴似町の地域給に関する請願(第八二九号)
- 一、北海道江別町の地域給に関する請願(第八三〇号)
- 一、北海道浦河町の地域給に関する請願(第八三一号)
- 一、愛知県丹陽町の地域給に関する請願(第八三二号)
- 一、宮城県の地域給に関する請願(第八三三三号)
- 一、宮城県本町の地域給に関する請願(第八三四号)

- 一、宮城県本町の地域給に関する請願(第八三四号)

別表第二

- 四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失つたもの又は中足指節関節若しくは第一関節(第一の足指にあつては指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 六 各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

遺族補償	種別	等級	級	日数
		第一	第一級	二四〇
		第二	第二級	二一三
		第三	第三級	一八八
		第四	第四級	一六四
		第五	第五級	一四二
		第六	第六級	一〇〇
		第七	第七級	八〇
		第八	第八級	六三
		第九	第九級	四八
		第十	第十級	三六
		第十一	第十一級	二五
		第十二	第十二級	一六
		第十三	第十三級	九
		第十四	第十四級	一八〇

一、鳥取県倉吉町の地域給に関する請願(第八三五号)
一、東北地方の地域給に関する請願(第八五七号)
一、神奈川県箱根地区の地域給に関する請願(第八五八号)
一、兵庫県西脇町の地域給に関する請願(第八五九号)
一、鹿児島県の日置市に関する請願(第八六〇号)
一、千葉県津田沼町外二箇町の地域給に関する請願(第八七五号)
一、三重県四日市市の地域給に関する請願(第八七六号)
一、静岡県静岡市の地域給に関する請願(第八九一号)
一、大阪府石切町の地域給に関する請願(第八九五号)
一、大阪府池田市の地域給に関する請願(第八九六号)
一、大阪府高安村の地域給に関する請願(第八九七号)
一、京都市の地域給に関する請願(第八九八号)
一、大阪府守口市の地域給に関する請願(第八九九号)
一、岐阜市の地域給に関する請願(第九〇一号)
一、岐阜県陶町の地域給に関する請願(第九〇二号)
一、岐阜県笠松町の地域給に関する請願(第九〇三号)
一、岐阜県神岡町の地域給に関する請願(第九〇四号)
一、名古屋市の地域給に関する請願(第九〇五号)
一、愛知県碧南市の地域給に関する請願(第九〇六号)

一、愛知県半田市の地域給に関する請願(第九〇七号)
一、愛知県津島市の地域給に関する請願(第九〇八号)
一、愛知県海部郡の地域給に関する請願(第九〇九号)
一、愛知県中島郡の地域給に関する請願(第九一〇号)
一、愛知県田口町の地域給に関する請願(第九一一号)
一、愛知県岩津町の地域給に関する請願(第九一三三号)
一、愛知県鳴海町の地域給に関する請願(第九一四号)
一、愛知県西枇杷島町の地域給に関する請願(第九一五号)
一、愛知県大野町の地域給に関する請願(第九一六号)
一、愛知県品野町の地域給に関する請願(第九一七号)
一、愛知県稲沢町の地域給に関する請願(第九一八号)
一、愛知県知立町の地域給に関する請願(第九一九号)
一、愛知県吉田町の地域給に関する請願(第九二〇号)
一、愛知県幡豆郡の地域給に関する請願(第九二一号)
一、愛知県東郷町の地域給に関する請願(第九二二号)
一、大阪府曙川村の地域給に関する請願(第九二三号)
一、愛知県旭村の地域給に関する請願(第九二四号)
一、愛知県鬼崎村の地域給に関する請願(第九二五号)
一、愛知県三和村の地域給に関する請願(第九二六号)

第七四六号 昭和二十六年二月十六日受理
大分県津久見町の地域給に関する請願
請願者 大分県北海岸郡津久見町津久見町官公署連絡協議会内 西山嘉壽外 二十一名
紹介議員 矢嶋 三義君
大分県津久見町は、豊後水道に面した東九州唯一の天然の良港を有し、一昨年六月貿易港の指定を受け、当地方の特産セメント、ならびにカルシウム、石灰、燐結、豊後名産津久見みかん等による海外交易の発達と共に近時一層阪神間門一帯との直接取引も活況の度を倍加している、しかるに当町は別府市に次ぐ純消費地として生活必需品の大部を他に依存しているため別府市に匹敵する物価高を示している実情であるから伝えられる地域給の改正に当つては当町を三級地に指定せられたいとの請願。
第七五一号 昭和二十六年二月十六日受理
京都府綾部市の地域給に関する請願
請願者 京都府綾部市立綾部小学校内 佐古田一夫外 二十二名
紹介議員 波多野林一君 白波瀬 米吉君
京都府綾部市は昭和二十五年八月新市として発足したのであるが、西に福知山市、北に舞鶴市に隣接しているため常にあらゆる点において両市と密接な関係を有し、ことに物価は両市とも同指数を示しているものであるから、当市の地域給を福知山、舞鶴両市と同等の級地に引き上げられたいとの請願。

第七五二号 昭和二十六年二月十六日受理
愛知県今伊勢町の地域給に関する請願
請願者 愛知県中島郡今伊勢町 長 村橋義治
紹介議員 成瀬 幡治君
今回勤務地手当の地域指定が国会において審議される由であるが、当愛知県今伊勢町は織都一宮市と地理的にあつてに経済的に全く不離一体の関係にあるから、現行の地域差の不合理を是正し、一宮市と同等の級地に指定せられたいとの請願。
第七五三三号 昭和二十六年二月十六日受理
愛知県挙母町の地域給に関する請願
請願者 愛知県西加茂郡挙母町 長 渡辺鈺吉
紹介議員 成瀬 幡治君
愛知県挙母町は、当地方の産業の中心地として商業をもつて繁栄してきたのであるが、近時急激に工業都市として発展し、経済界の変動と共に一大消費都市の性格を備えつつあり、ことに朝鮮動乱を契機として物価はさらに上昇をきたしている実情であるから、当町の地域給を現行乙地域以上に指定せられたいとの請願。
第七五四号 昭和二十六年二月十六日受理
愛知県西尾町の地域給に関する請願
請願者 愛知県幡豆郡西尾町長 本多與三郎
紹介議員 成瀬 幡治君
愛知県西尾町は、最近市内交通網ならびに通信網の拡充がましくいまや完全に名古屋市の衛星都市となり、生活

費も大都市なみに増大し、住民の生活苦はとみに深刻の度を加えている。しかも当町発展の停滞を打開するため生産都市への転向のため大工業誘致中でありこれがさらに急激な人口増加と物価高を招き住民の窮状は刻々増大の傾向にあるから、今回伝えられる地域給の改正に当つては当町を一割五分支給地に指定せられたいとの請願。
第七五五号 昭和二十六年二月十六日受理
愛知県野間町の地域給に関する請願
請願者 愛知県知多郡野間町長 伊藤嘉助
紹介議員 成瀬 幡治君
愛知県野間町は、海水浴場と観光地帯を有する消費地であり、諸物資のほとんどを名古屋、半田両市方面からの移入にまつているため、物価はこれらの附近市町村の影響を受けて高物価であるから、今回改正を伝えられる地域給の指定に当つては当町の実情を考慮の上善処せられたいとの請願。
第七五六号 昭和二十六年二月十六日受理
愛知県富貴村の地域給に関する請願
請願者 愛知県知多郡富貴村長 厚味友衛
紹介議員 成瀬 幡治君
愛知県富貴村は、南知多の観光地であり、しかも県下新郷土建設指定町村として農村文化水準よりみて、生活程度は近郊小都市と何等異なるところがないうのみか、却つて一般消費物価は高い指数を示している実情であるから、すみやかに当村の地域給を乙地に引き上げられたいとの請願。

第七五七号 昭和二十六年二月十六日受理

愛知県北方村の地域給に関する請願

請願者 愛知県葉栗郡北方村長 岡田甲午郎

紹介議員 成瀬 幡治君

愛知県北方村は、一宮市の北に位し起町、奥町、木曾川町と共に木曾川南岸毛織物工業地帯を形成しており、地理的にも経済的にも何等近辺の町々に異なるところがないにもかかわらず、ひとり当村の地域給のみ丙地域として取残されている不合理な状態にあるから、伝えられる地域給の改正に当つては当村を現行乙地域相当の地域に指定せられたいとの請願。

第七五八号 昭和二十六年二月十六日受理

愛知県安城町の地域給に関する請願

請願者 愛知県碧海郡安城町全官公署職員団体 天野 文衛

紹介議員 成瀬 幡治君

今回新給與法決定に伴い地域給の改訂を種々準備努力中との由であるが、当愛知県安城町の実態をあらゆる角度から検討しても近隣都市と比べて何等そん色なく、むしろ場合によってはそれを上廻っている現状であるから、当町の地域給を引き上げ岡崎市、刈谷市と同格と指定せられたいとの請願。

第七六〇号 昭和二十六年二月十六日受理

国立病院医師の採用難打開に関する請願

請願者 東京都新宿区戸山町国立東京第一病院内 坂口康蔵外十八名

紹介議員 谷口弥三郎君 有馬 英二君

国立病院の医師採用は、待遇の劣悪が原因して最近ますます困難となつていて、このまま放置すれば国立病院本来の使命達成はもち論、わが国の医療制度に重大な影響を與えるから、国立病院医師の採用難を打開するため、必要な措置を講ぜられたいとの請願。

第七七三号 昭和二十六年二月十六日受理

医師および看護婦の待遇改善等に関する請願

請願者 長野県松本市蟻ヶ崎国立松本療養所内 宮城 倍実外百二十八名

紹介議員 河崎 ナツ君

国立療養所に勤務する医師および看護婦の収入は、家族十名を抱えた所長においてすら一月一万五千円足らずで他の一般医師および看護婦の収入に比較して二分の一ないし三分の一という程の薄給であるため、良心的医官および看護婦は経済的に苦しみ、診療も思うに委せぬ状況にあるから、これら医師および看護婦の待遇を改善せられたいとの請願。

第七八九号 昭和二十六年二月十七日受理

長崎県川棚町の地域給に関する請願

請願者 長崎県東彼杵郡川棚村 長 中尾栄太郎外五百一名

紹介議員 小林 政夫君

長崎県川棚町は、戦前農産地、漁業地

としてほぼ自給自足の状態にあつたが、戦時中海軍工しよの設置に伴い耕地の減少と人口の増大により一躍消費地と化するに至り、戦後耕地の復旧も量、質共に進まず、加うるに見るべき産業施設もないためますます消費地の性格を備へ物価は高騰している。かかる今回の勤務地手当支給地の改正に際し当町は無支給地となる由であるが、これは当町の実情を無視するものであるから、従来通り一割支給地に指定せられたいとの請願。

第八〇〇号 昭和二十六年二月十九日受理

北海道旭川市の地域給に関する請願

請願者 北海道旭川市上川支庁内 若林次郎外三名

紹介議員 若木 勝蔵君 東 隆君

旭川市は衣服その他雑貨類をほとんど中央製品に依存しているため、内地との運賃差による物価高はもちろんのことと東京とのタイムラップもこれに影響して高率のマージンが加算されている。加うるに積雪極寒地として燃料、被服保険衛生等に支出される費用は相当額に達し、純家計費の不足に影響をきたしている実情であるから、伝えられる地域給改正に際しては当地区を二割支給地に指定せられたいとの請願。

第八七四号 昭和二十六年二月二十一日受理

北海道旭川市の地域給に関する請願

請願者 北海道旭川市四條通九全通労働組合旭川支部 内 木下栄外四名

紹介議員 木下 源吾君

旭川市は、最近の交通機関の発達と各種工業進出によつて総合文化都市に発展しつつあるが、気象環境が悪いため、耐寒設備費、被服燃料費、寒地栄養攝取費等の増大および輸送面よりくる物価高により、生活費が他都市に比してはるかに大きいから、同市の地理的自然的特殊事情を考慮の上、近く予定されている地域給改訂の際は、旭川市の地域給支給割合を二十パーセントに指定せられたいとの請願。

第八〇一号 昭和二十六年二月十九日受理

愛知県刈谷市の地域給に関する請願

請願者 愛知県刈谷市長 岡本 謹平

紹介議員 成瀬 幡治君 木下 源吾君

刈谷市は、戦後急速に発展して、産業、交通、経済上の主要拠点となりつつある上に、消費都市である名古屋市の近接しているため生活必需品は高率を示しているから、地域給の指定に当つては、名古屋に次ぐように指定されたいとの請願。

第八〇二号 昭和二十六年二月十九日受理

愛知県本郷町の地域給に関する請願

請願者 愛知県北設楽郡本郷町 長 佐々木嘉一

紹介議員 成瀬 幡治君

愛知県本郷町は、山に囲まれた交通の不便な町である上に、農産物も少いので、田舎でありながら物価が高く、同町所在の百余名の官公庁職員の生活は非常に困難であるから、同町を地域給の支給地に指定されたいとの請願。

第八〇三号 昭和二十六年二月十九日受理

愛知県宮田町の地域給に関する請願

請願者 愛知県葉栗郡宮田町長 滝藤十外三名

紹介議員 成瀬 幡治君

尾北繊維工業地帯の一環をなしている宮田町の地域給は丙地区になつていて、生計費の点からしても、甲地区である一宮、乙地区である古知野町と差異がないばかりでなく、かえつて、文化費、衣服費、食料品等は一宮、古知野地区より負担が大きいので、宮田町の官公庁職員は生活に大きな脅威を感じているから、同町の地域給を乙地区以上に指定されたいとの請願。

第九一二号 昭和二十六年二月二十二日受理

愛知県宮田町の地域給に関する請願

請願者 愛知県葉栗郡宮田町宮田中学校内 小室親太郎外三名

紹介議員 木下 源吾君

愛知県宮田町は、一宮市および古知野町に隣接する尾北繊維工業地帯の一環をなしているが、生活必需品の大部分を一宮市および古知野町を通じて名古屋市より仕入れているため、物価は隣接市町村より高く、公務員の特地甲地への転任が相つき町政運営上一大支障をきたしているから、地域給支給地区の改正に当つては当町を乙地区以上に指定せられたいとの請願。

第八〇四号 昭和二十六年二月十九日受理

愛知県志段味村の地域給に関する請願

請願者 愛知県東春日井郡志段味村長 柴田隆

紹介議員 成瀬 幡治君

志段味村は山に囲まれた農山村で交通の便がよくないので、生計物品を買うのに困難であり、かつ価格も高く、その上、名古屋、守山町、春日井市等を生計品買入地域としている関係上同村所在の官公庁職員の生活は困難であるから、同地の地域給を格上げされたいとの請願。

第八〇五号 昭和二十六年二月十九日受理
愛知県高浜町の地域給に関する請願
請願者 愛知県碧海郡高浜町長
中川上次外七名
紹介議員 成瀬 幡治君

高浜町に東海地方最大の消費都市である名古屋、岡崎市と近接している上に全くの消費都市であるため諸物価は大都市と変らないが、地域給が乙地域に指定されているため、官公庁職員の周辺都市への転勤希望者が続出している現状であるから、現行級地を二級地または、それ以上の級地に引き上げられたいとの請願。

第八〇六号 昭和二十六年二月十九日受理
岩手県一関市の地域給に関する請願
請願者 岩手県西磐井郡荻莊村
大字下黒沢中町一六
佐藤正蔵外二百七名
紹介議員 小笠原二三男君

今回提案の給與法案によれば、下級職員等は切替えによる僅かのうるおいも地域給の五分引、附随法の不備等によつて実質には減俸となるおそれさあるから、岩手県一関市の地域給支給を現行通りとせられたいとの請願。

第八〇七号 昭和二十六年二月十九日受理
愛知県東浦町の地域給に関する請願
請願者 愛知県知多郡東浦町
竹内省三外二十七名
紹介議員 山田 佐一君

愛知県東浦町は、戦後知多木綿の織布業が発達し、また農産物の供給地であるが物価は名古屋等の影響を受けて日々高騰している状況であるから、当町の地域給を乙地支給地区に指定せられたいとの請願。

第八〇八号 昭和二十六年二月十九日受理
愛知県豊浜町の地域給に関する請願
請願者 愛知県知多郡豊浜町豊
浜中学校内 安田誠一
外七名
紹介議員 山田 佐一君

愛知県豊浜町は東海地方屈指の漁港であるが、食糧品ならびに日用品雑貨は他地区から移入しているため物価高は知多郡における常滑町、武豊町、半田市および名古屋市をはるかに上廻っている実情であるから、当町の地域給を引き上げられたいとの請願。

第八二五号 昭和二十六年二月二十日受理
北海道旭川地方の地域給に関する請願
請願者 北海道旭川市七條通一
五旭川地方裁判所内
田利清外二百四十三名
紹介議員 木下 源吾君

今回の地域給改正に伴い交通気候に恵まれている東京、大阪、福岡等の大都市は二割五分の支給に対し、北海道札幌市は二割、旭川、留萌、岩見沢、夕張、帯広、釧路等は一部に一割を支給

し、あるいは支給廃止となる由が伝えられているが、これは実情を無視した不合理な処置であるから、当地方に対しても最高の二割五分を支給せられたいとの請願。

第八二六号 昭和二十六年二月二十日受理
北海道網走市の地域給に関する請願
請願者 北海道網走市長 吉田
榮吉外三十五名
紹介議員 木下 源吾君

北海道網走市は北辺の地にあり、とくに十二月より五月にかけてオホーツク海一帯が流氷に包まれ港は閉鎖されるため、その期間は生産都市から消費都市となるため道内各都市より物価高となつていくから、伝えられる地域給の改正に当つては当市を道内他都市以上の級地に指定せられたいとの請願。

第八二七号 昭和二十六年二月二十日受理
北海道北見市の地域給に関する請願
請願者 北海道北見市南二條西
一北見市全官公労組内
細坂春雄
紹介議員 木下 源吾君

北海道北見市の地域給は現行五分であるが、東京、札幌、その他の都市に比し不当に低率であるから、今回の地域給改正に当つては当市に対して少くとも現行以上を支給せられたいとの請願。

第八二八号 昭和二十六年二月二十日受理
北海道室蘭市の地域給に関する請願
請願者 北海道室蘭市長 熊谷
稜雄外九名
紹介議員 木下 源吾君

北海道室蘭市は商工業都市であり、生活必需物資の大部分を他府県に依存しているため非常な物価高をきたしているが、今回改正を伝えられる地域給の基礎資料である特別消費者価格の調査は当市の大半を占める特別の恵まれた条件下にある会社工場の従業員が含まれているものであつて公務員の地域給決定の基礎としては事実と相反するものであるから、当市の実情に適した一割五分支給地に指定せられたいとの請願。

第九〇〇号 昭和二十六年二月二十日受理
北海道室蘭市の地域給に関する請願
請願者 北海道室蘭市議會議長
宇賀金雄外九名
紹介議員 木下 源吾君

この請願の趣旨は、第八二八号と同じである。

第八二九号 昭和二十六年二月二十日受理
北海道琴似町の地域給に関する請願
請願者 北海道札幌郡琴似町長
河本浦助外一名
紹介議員 木下 源吾君

北海道琴似町は住宅地帯、官公庁所在地および工場地帯として経済、文化、交通等あらゆる面で隣接の札幌市と密接な関係をもっているが、今回改正を伝えられる地域給の指定に当つては、札幌市が引き上げられるのにもかかわらず琴似町の引き上げは不可能の由である。これは本町に居住する者で札幌市内の官公庁に勤務する者は高率で札幌市内に住居し本町の官公庁に勤務するものは一割支給という不合理な結果を招

くものであるから、現行同様札幌市と同率に指定せられたいとの請願。

第八三〇号 昭和二十六年二月二十日受理
北海道江別町の地域給に関する請願
請願者 北海道札幌郡江別町役
場内 井上元則外二十
三名
紹介議員 木下 源吾君

北海道江別町は、住宅地帯、工場地帯として隣接札幌市とは経済、文化、交通等あらゆる面で密接な関係にあるが、現行地域給が内地のため人事行政等において不利な立場にあるから、今回伝えられる地域給の改正に当つては札幌市と不離一体の関係にある当町を札幌市と同率の地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第八三一号 昭和二十六年二月二十日受理
北海道浦河町の地域給に関する請願
請願者 北海道浦河郡浦河町浦
河地区全官公庁労働組
合協議会内 松尾一空
紹介議員 木下 源吾君

北海道浦河町は、漁業地帯であるが完全な消費地帯であつて、終戦後の急激な人口増加と消費生活必需物資の不足がインフレ経済の多大な影響で助長され物価高はその極に達し、物価指数は道内主要都市を上回っている状況であるから、今回伝えられる地域給の改正に当つては当町を一割支給地域に指定せられたいとの請願。

第八三二号 昭和二十六年二月二十日受理
愛知県丹陽村の地域給に関する請願

請願者 愛知県丹羽郡丹陽村

直能清逸外五十九名

紹介議員 木下 源吾君

愛知県丹陽村は、名古屋市の西北部に
位し、地域環境は一宮市および稲沢町
と境を接する中間にあつて諸物価はむ
しろこれらの地域を上回つてゐる状
態にあり、また村内工場数も最近と
増加してすでに大小百を数え近く産
業都市一宮市の本村を含む都市計画も
具現化しつつあるから、伝えられる地
域給の改正にあたつては本村を隣接市
と同率の地域に指定せられたいとの請
願。

第八三三三号 昭和二十六年二月二十
日受理

宮城県地域給に関する請願

請願者 宮城県知事 佐々木壽
治

紹介議員 木下 源吾君

昨年末改正された一般職の給與に関す
る法律によれば、勤務地手当の支給区
公は別に法律で定めるとされてゐる
が、この法律制定に当つては当然人事
院の勧告を中心に審議されるものと予
想し、宮城県においてもその勧告案を
検討した結果種々不満の点が多く当地
方としては承服できないから、地域区
分の決定に際してはさらに検討を加え
仙台市を三級地に指定せられると共に
その他県内の市および従前乙地に指定
された地域についても適切な処置を講
ぜられたいとの請願。

第八三四号 昭和二十六年二月二十
日受理

宮城県矢本町の地域給に関する請願

請願者 宮城県桃生郡矢本町矢

本地区地域手当対策協

議会内 片倉舜一郎

紹介議員 木下 源吾君

宮城県矢本町は戦時戦後を通じて急激
に人口が増加し、これと共に各種商店
も増加し統制のない物価高騰を示して
いる。ことにこれらの物品の仕入先は
ほとんど石巻市および仙台市であるた
め、小売価格もこれら両市と同額また
はこれを上回つてゐる現状であるか
ら、伝えられる地域給の改正に当つて
は当該地域給支給地に指定せられたい
との請願。

第八三五号 昭和二十六年二月二十
日受理

鳥取県倉吉町の地域給に関する請願

請願者 鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木武

紹介議員 木下 源吾君

今回新給與法の実施と共に勤務地手当
も大巾に改訂され、現行の三段階を五
段階に細分し、支給地域も削減される
由であるが、鳥取県倉吉町は県内鳥取、
米子両市に次ぐ最大の商工都市である
ばかりか、諸物価においても両市と何
等異なるところがないから、従来通り
両市と同様の級地に指定せられたい
との請願。

第八五七号 昭和二十六年二月二十
日受理

東北地方の地域給に関する請願

請願者 福島県知事 大竹作摩

紹介議員 石原幹市郎君

今回給與ベースの改訂に伴う地域給支
給率および支給地域給の改正が伝えら
れ、東北六県では仙台市を除き他の地
域は無支給地となる虞れがありかくて

はベースアップの反面において実質的
な収入減を生じ公務員の生活ひいては
公務の執行にも影響することとなるか
ら、東北地方の特殊性を考慮し従来通
り支給せられたいとの請願。

第八五八号 昭和二十六年二月二十
日受理

神奈川県箱根地区の地域給に関する請願

請願者 神奈川県足柄下郡湯本
町湯本中学校内 片野

福次外二百八十七名

紹介議員 石村 幸作君

神奈川県小田原市、静岡県三島市、御
殿場町の中間に位置する箱根地区は、最
高海拔九百メートルの山岳地帯である
が、物価は小田原市よりも高く、地域
給率においては当然小田原市を上回ら
なければならぬと思はれるから、伝
えられる地域給の改正に際し当地区を
二割以上の支給地に指定せられたい
との請願。

第八五九号 昭和二十六年二月二十
日受理

兵庫県西脇町の地域給に関する請願

請願者 兵庫縣多可郡西脇町西
脇多可地方事務所内

福井忠治外十七名

紹介議員 小野 哲君

兵庫縣西脇町は播州織の生産地として
広く知られ、ことに輸出織物は全国
の約七十パーセントの生産実績をあげ
各種商業工業ならびに重工業もまた一
大躍進を遂げているが、これに伴行し
て諸物価もまた極度に高騰し阪神地区
にも劣らない現状であつて公務員の生
計窮乏はその極に達しているから、当

町の特殊事情を考慮され伝えられる地
域給の改正に際しては四級地に指定せ
られたいとの請願。

第八六〇号 昭和二十六年二月二十
日受理

鹿児島県地域給に関する請願

請願者 鹿児島県知事 重成格

紹介議員 島津 忠彦君

今回地域給の改正に際して地域区分の
決定の基礎を昭和二十四年五、十一月
ならびに昭和二十五年五月の特別C・
P・Sにおいてゐる由であるが、これ
は年間の平均物価を基としてゐないば
かりか相当の不合理的なものであり、
この計数に重きをおいて級地の決定を
行うことがあれば鹿児島県の行政、財
政ならびに人事管理等に重大な支障を
招来する結果となるから、本県の事情
を十分に検討の上級地の決定を行われ
たいとの請願。

第八七五号 昭和二十六年二月二十
日受理

千葉県津田沼町外二箇町の地域給に關
する請願

請願者 千葉縣千葉郡津田沼町
津田沼第一中学校内

榎井武義

紹介議員 山崎 恒君

東京、千葉間の国鉄および京成電鉄沿
線の市街地は何等区別するところがない
にもかかわらず、千葉、船橋の地域
給は甲地に引き上げられ津田沼町およ
び二宮町、幕張町は依然として乙域の
取扱ひを受けることは現実を無視した
ものであつて三箇町の人事行政等の運
営上非常な支障をきたしているから、
すみやかに級地引上げを実現せられる

と共に今後沿線地域は常に同一條件を
もつて取り扱われたいとの請願。

第八七六号 昭和二十六年二月二十
日受理

三重県四日市の地域給に関する請願

請願者 三重縣四日市市役所内

川北芳重

紹介議員 菊川 孝夫君 前田

穰君 堀木 鎌三君

九鬼紋十郎君

三重県四日市市は、最近港の発展によ
つて国際都市的色彩も漸次濃厚とな
り、また商業も盛んで最近朝鮮動
乱の影響もあつてことに工業は活況を
呈している。一方物価は京阪神および
名古屋の中間に位置する関係で名古屋
面と比較しても何等変らない状態にあ
るから、伝えられる今回の地域給の改
正に当つては当市を一割五分支給地に
指定せられたいとの請願。

第八九一号 昭和二十六年二月二十
日受理

静岡県鷺津町の地域給に関する請願

請願者 静岡県浜名郡鷺津町長

小林儀一郎外九名

紹介議員 河井 彌八君

鷺津町は、静岡県西南部に位置し、浜
松、豊橋両市の中間にある交通至便の
町で、当地方における物資集散の要地
であるが、大小各種工場が密集し浜松
市に次ぐ工業地でもある。しかるに経
済的には、東西両市からの物資購入に
よる消費地であるため、物価指数は同
市より高く、とりわけ朝鮮米安以来給
料生活者の生活は極度にひつ迫し、当
地の産業復興、町政發展に大きく影響
しているから、鷺津町の地域給を乙地
に引き上げられたいとの請願。

第八九五号 昭和二十六年二月二十
二日受理
大阪府石切町の地域給に関する請願
請願者 大阪府中河内郡石切町
長 小松重一

紹介議員 木下 源吾君
大阪府石切町は、昭和二十一年の地域
給指定に際して、乙地域に指定され
たが、その後隣接甲地域と比較した各種
資料を添え再三陳情の結果、当局にお
いても本町を乙地域にすえ置くことの
不合理を認め改訂の意向であつたが、
たまたま地域給の事務が給與局から人
事院に移管される際として本件はそのま
ま放置されて今日に至つてゐる。つい
ては今般の地域給再調整を機会に従来
の不合理を是正せられたいとの請願。

第八九六号 昭和二十六年二月二十
二日受理
大阪府池田市の地域給に関する請願
請願者 大阪府池田市長 武田
義三外十三名

紹介議員 木下 源吾君
今般の給與改正に伴い地域給に変更が
加えられることになつてゐるが、池田
市の特殊事情に鑑み格段の配慮をわづ
らわしむとの請願。

第八九七号 昭和二十六年二月二十
二日受理
大阪府高安村の地域給に関する請願
請願者 大阪府中河内郡高安村
長 貴島正男

紹介議員 木下 源吾君
大阪府高安村は、大阪市の近郊であり
交通も四通八達し、物価その他の生活
費もかつて大阪市等を上廻つてゐる
が本村には地域給の支給がないため、

本村居住の優良官吏教職員その他有能
の士は四囲の特等甲地に転動するもの
が増加の傾向にあり、村行政ことに人
事行政に非常な困難をきたしてゐるが
ら、今回の地域給改正に當つては本村
を地域給支給地に指定せられたいとの
請願。

第八九八号 昭和二十六年二月二十
二日受理
京都市の地域給に関する請願
請願者 京都市長 高山義三

紹介議員 木下 源吾君
今回の地域給指定に際し、京都市を東
京都、大阪市等より低位の地域区分の
決定する由が伝えられてゐるが、当市
の物価ならびに生活の実態は東京都な
らびに大阪市等と何等の差異がなく、
万一地域給に差異をつけることとなれ
ば人事行政の公正円満を欠き、地方行
政の民主的かつ能率の運営を非常に
困難に陥れる結果になるから、当市も
東京都、大阪市等と同等の級地に指定
せられたいとの請願。

第八九九号 昭和二十六年二月二十
二日受理
大阪府守口市の地域給に関する請願
請願者 大阪府守口市長 井上
七郎外十名

紹介議員 木下 源吾君
大阪府守口市は行政面では大阪市の衛
星都市となつてゐるが、地理的、経済
的環境は大阪府の行政区と何の変わり
なく、消費生活も全く同一であるか
ら、地域給も大阪府並みに取扱われたいとの請願。

第九〇一号 昭和二十六年二月二十
二日受理

岐阜市の地域給に関する請願
請願者 岐阜市長 東前豊外一
名

紹介議員 木下 源吾君
岐阜市は、名古屋市内および近隣都市に
比して物価はむしろ高値にあるにもか
かわらず、総理府統計局の五月、十一
月を対象としたC・P・Sが極めて低
い値を示したことは、本市および近郊
町村の通例である四月の祭祀の余波を
受けて五月は市民の購買力が減退し、
余剰物資処理のため物価の急落する時
期であり、十一月は六月から十月頃ま
で、飼による好景気が一応終末を告げ
た時期である。また本市は一般商工業
都市と異り近郊農村を対象としてゐる
ため、農繁期の五月、十一月は物価の
最も低い時期である等に起因するもの
であつてこれを地域給算定の基礎にす
ることは妥當ではないから、地域給決
定には本市と全く同一條件下の名古屋
市と同一級地に指定せられたいとの請
願。

第九〇二号 昭和二十六年二月二十
二日受理
岐阜県陶町の地域給に関する請願
請願者 岐阜県惠那郡陶町陶中
学校内 柳河瀬一郎外
三名

紹介議員 木下 源吾君
岐阜県陶町は、輸出向陶磁器の生産地
としてその生産額は数億円の巨額に達
し、近時朝鮮動乱の影響を受けてとく
に活況を呈しているが、生活必需品資
の大部分を名古屋、多治見市等に依
存しているため、必然的に物価も両市
と同様の高物価を示しているから、伝
えらるる地域給の改正に當つては当町

を地域給支給地に指定せられたいとの
請願。

第九〇三号 昭和二十六年二月二十
二日受理
岐阜県笠松町の地域給に関する請願
請願者 岐阜県羽島郡笠松町長
高木栄一

紹介議員 木下 源吾君
岐阜県笠松町は、岐阜、一宮、大垣、
名古屋等の各市を控える織物工業地
で、濃尾平野における交通上の要衝に
當り、前記各都市との物資交流がはげ
しいため、物価が極めて高く、また県
営笠松競馬が行われるため、物資の消
費が激しい等、地理的條件および
産業経済教育等、すべて岐阜市と同
一条件にあるから、同町の地域給を岐
阜市同様に指定せられたいとの請願。

第九〇四号 昭和二十六年二月二十
二日受理
岐阜県神岡町の地域給に関する請願
請願者 岐阜県吉城郡神岡町神
岡郵便局内 松井正作
外四名

紹介議員 木下 源吾君
岐阜県の鉱業都市神岡町は、交通不便
の山峽寒冷積雪地帯であり生活必需品
資のほとんどを他地域から移入してい
るため物価は極めて高く、あらゆる厚
生施設が完備し、しかも賃金の高い鉱
山従業員に比し公務員は財政的に非常
な苦況にあるから、是非とも十パーセ
ント以上の地域給を支給せられたいと
の請願。

第九〇五号 昭和二十六年二月二十
二日受理
名古屋市の地域給に関する請願

請願者 愛知県名古屋市長 塚
本三外四十九名

紹介議員 木下 源吾君
最近名古屋市の地域給格下げが伝えら
れてゐるが、統計局の行つたC・P・
Sは、不備な点があつて名古屋市のつ
いての適切な資料といえないこと、
C・P・Sの結果から算出された地域
差指数が正しく物価の地域差を表す
ものでないこと、および五大都市に対
する行政上の措置が常に同一に取扱わ
れてゐること等の理由により、名古屋
市が他都市より格下げになつた場合
は、種々の不利益を受けることになる
から、同市の地域給を従来通り五級地
に指定せられたいとの請願。

第九〇六号 昭和二十六年二月二十
二日受理
愛知県碧南市の地域給に関する請願
請願者 愛知県碧南市長 中村
庄太郎

紹介議員 木下 源吾君
一昨年の五月、十一月および昨年の五
月に実施されたC・P・Sを資料とし
て、地域給改訂が行われる由である
が、同調査は碧南市の現在の実情とい
ちじるしく相違するものであるから、
碧南市の地域給決定に際しては各種事
情を充分考慮せられたいとの請願。

第九〇七号 昭和二十六年二月二十
二日受理
愛知県半田市の地域給に関する請願
請願者 愛知県半田市長 森信
藏外二十名

紹介議員 木下 源吾君
半田市は、戦災を免れたため、戦時中
の軍需産業が大部分終戦とともに平和

産業に切り交り、一時疲弊していた当地の特殊産業織布ならびに醸造もようやく、戦前に近い活況を呈し、各種交通および港湾も整備されたので、今や名実共に名古屋市の衛星都市となつた。しかるにこの影響は直ちに生活面に反映して物価指数を高め、物価は名古屋より高く、同地在住の公務員の生活を深刻に脅かしているから、半田市を地域給二割地区に指定せられたいとの請願。

第九〇八号 昭和二十六年二月二十

二日受理

愛知県津島市の地域給に関する請願

請願者 愛知県津島市長 平野 幸右エ門

紹介議員 木下 源吾君

愛知県津島市の地域給は、従来乙地に指定されていたが、他都市の均衡上いぢるしい不合理と矛盾があり、市政の運営と人事の交流に苦しんできたから、近く予定されている地域給改訂の際は、過去の不合理を再び繰り返さないよう当市の環境を充分検討の上二割支給地に指定せられたいとの請願。

第九〇九号 昭和二十六年二月二十

二日受理

愛知県津島市の地域給に関する請願

請願者 愛知県津島市長 宇佐見久我二外五名

紹介議員 木下 源吾君 成瀬 幡治君

愛知県津島市は、名古屋市の一宮市および津島市の三大商工業都市にかまれているため、すべての点において三市の影響を受けている。しかるに地域給においては三市とははだしい差があるため、人事の交流および郡内各町

村の自治制と郡統一に多大な支障をおよぼしているから、当郡下一円を津島市並の地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第九一〇号 昭和二十六年二月二十

二日受理

愛知県中島郡の地域給に関する請願

請願者 愛知県中島郡町村会内 山田治郎外一名

紹介議員 木下 源吾君

愛知県中島郡は、名古屋市の一宮市に接する毛織物の生産地で、郡の各町村の大部分は毛織物業にあらわれていぢるしい諸物価の高騰をきたし、一般住民の生活を苦境に追い込んでいくため、公務員その他俸給生活者等は地域給の高い都市に集中し、一般行政面、教育面に多大の影響を及ぼしているから、当町の地域給を引き上げられたいとの請願。

第九一一号 昭和二十六年二月二十

二日受理

愛知県田口町の地域給に関する請願

請願者 愛知県田口町 長 伊藤見外七名

紹介議員 木下 源吾君

田口町は、愛知県の最北端にあつて、長野県に接し、愛知県の北海道と俗称される北設楽郡の中央に位置する極めて恵まれない地理的環境にあり生活必需品は豊橋新城等の業者を通じて移入しているため、非常な物価高を示し人事の交流も不円滑をきたし有能な人材を得ることが極めて困難な現状であるから、伝えられる地域給支給地の改正に当つては当町を支給地に指定せられたいとの請願。

第九一二号 昭和二十六年二月二十

二日受理

愛知県津田町の地域給に関する請願

請願者 愛知県津田町 加茂得三郎外八名

紹介議員 木下 源吾君

愛知県津田町は、岡崎市の北部市街地に隣接する半商半農の町であり、町民の生計状態は岡崎市と何等異なるところがなく、物価はかえつて高価な現状であるため、人事交流については地域給差の関係で当町への勤務者がなく、ことに教育面に多大の影響を及ぼし町文化の発展と教育の向上に非常な障害となつていくから、当町の地域給を岡崎市と同様に二割とせられたいとの請願。

第九一四号 昭和二十六年二月二十

二日受理

愛知県鳴海町の地域給に関する請願

請願者 愛知県鳴海町 水谷登免吉

紹介議員 木下 源吾君

愛知県鳴海町は、名古屋市の隣接し主食以外の生活必需品の大部分を名古屋市から移入しているため、物価も同市と同額または高く、一般俸給生活者ことに公務員等は地域給の高い都市に集中し、一般行政面、教育面に多大の影響を及ぼしているから、当町の地域給を引き上げられたいとの請願。

第九一五号 昭和二十六年二月二十

二日受理

愛知県西枇杷島町の地域給に関する請願

請願者 愛知県西枇杷島町 杷島町長 水野美作

紹介議員 木下 源吾君

愛知県西枇杷島町は、名古屋市の東枇杷島町に隣接し交通、経済、文化等あらゆる面において名古屋市の東枇杷島町と密接な関係にあり何等異なるところがないにもかかわらず、地域給に差違があるため、名古屋市の転勤希望者が多く新規採用はもと論現在の要員確保にも多大の支障をきたしている現状であるから、今回の勤務地手当に関する級地の指定に当つては当町を五級地に指定せられたいとの請願。

愛知県西枇杷島町は、名古屋市の東枇杷島町に隣接し交通、経済、文化等あらゆる面において名古屋市の東枇杷島町と密接な関係にあり何等異なるところがないにもかかわらず、地域給に差違があるため、名古屋市の転勤希望者が多く新規採用はもと論現在の要員確保にも多大の支障をきたしている現状であるから、今回の勤務地手当に関する級地の指定に当つては当町を五級地に指定せられたいとの請願。

第九一六号 昭和二十六年二月二十

二日受理

愛知県大野町の地域給に関する請願

請願者 愛知県大野町 平野昭三

紹介議員 木下 源吾君

愛知県大野町は、知多半島西岸の中央に位置し、住民の大部分が近隣都市への通勤者で、食生活の全部と燃料を他より求める完全なる消費都市である上人口密度が高いため、日用消費物価が極めて高く同町在住公務員の生活は窮乏を告げているから、大野町の地域給を乙地に引き上げられたいとの請願。

第九一七号 昭和二十六年二月二十

二日受理

愛知県品野町の地域給に関する請願

請願者 愛知県品野町 町長 柴田要助

紹介議員 木下 源吾君

愛知県品野町は、八千四百八十人の人口に対し、耕地面積は田畑合せて僅か二百十町歩で、食糧生産は全人口の三箇月分にすぎず、不足食糧はもとより生活必需品のすべてを名古屋、瀬戸

の両市を経て移入しているため、物価は同地方で最も高く、同町在住の公務員は経済的に極めて深刻な生活をしており、町政の運営に多大の支障を興えては、品野町の地域給を引き上げられたいとの請願。

第九一八号 昭和二十六年二月二十

二日受理

愛知県稲沢町の地域給に関する請願

請願者 愛知県稲沢町 加藤兵一外十七名

紹介議員 木下 源吾君

愛知県稲沢町は、名古屋市の一宮市との中間にあり、日本三大操車場の一稲沢操車場を有する鉄道町で、各種官公署学校の集中する中島郡の中心都市であるが、物価ならびに生活状態は近接両市の影響を受けて極めて高いため、同町在住の公務員の生活に不安を興しているから、同町の地域給を現行通りと維持せられたいとの請願。

第九一九号 昭和二十六年二月二十

二日受理

愛知県知立町の地域給に関する請願

請願者 愛知県知立町 高木高治郎

紹介議員 木下 源吾君

愛知県知立町は、中部日本の最大消費都市名古屋および三河地方の中心消費都市岡崎の両市に近接し、人員および物資の交流が激しいため、主食以外の物価は名古屋市のほとんど差がない。一方交通至便と非戦災都市であることより、近隣各都市の郊外住宅地として発展し、最近いぢるしく人口が増加

したため、物価および生活水準が極めて高く、当町在住の公務員の生活は深刻を極めてゐるから、愛知県知立町の地域給の引上げを実施せられたいとの請願。

第九二〇号 昭和二十六年二月二十二日受理

愛知県吉田町の地域給に関する請願

請願者 愛知県幡豆郡吉田町長 判治登吉

紹介議員 木下 源吾君

吉田町は、愛知県幡豆郡の南端に位置し、海陸交通に恵まれた産業地で、夏季は海水浴場として名古屋、岡崎方面からの客多く、一方海産物に富み水産加工が盛であるほか、製塩、マグネシウム、製網等の各種工場、官公署、学校等があり、産業経済文化あらゆる点において、一般都市に交らない実情にあるから同町を地域給上級支給地に指定せられたいとの請願。

第九二一号 昭和二十六年二月二十二日受理

愛知県幡山村の地域給に関する請願

請願者 愛知県愛知郡幡山村長 丹羽重泰

紹介議員 木下 源吾君

愛知県幡山村は、わが国陶磁器工業の中心地瀬戸市に隣接し、経済的には農村よりむしろ都市の実情にある。しかも交通に恵まれ、戦後における陶器の生産および輸出進展に伴い諸物価はいちじるしく高まり、一般生活物資は名古屋、瀬戸両市を上回る実情にあるから、当村の地域給を瀬戸市同級に指定せられたいとの請願。

第九二二号 昭和二十六年二月二十二日受理

昭和二十六年三月十四日印刷

愛知県東郷村の地域給に関する請願

請願者 愛知県愛知郡東郷村長 小島銀市

紹介議員 木下 源吾君

愛知県東郷村は、名古屋市の東方五キロに位置する村であるが、消費物資の大部分を大都市より移入するため、生活費がいちじるしく高い。しかるに近接町村より地域給が低いため、教職員等の移動多く、一般行政および教育振興に多大の支障をおよぼしているから、この際同村を地域給一割支給地に指定せられたいとの請願。

第九二三号 昭和二十六年二月二十二日受理

大阪府曙川村の地域給に関する請願

請願者 大阪府中河内郡曙川村長 藤田隆春外五名

紹介議員 木下 源吾君

大阪府曙川村は、八尾市と相原町との中間に位置し、経済的な関連はもとより、人事の交流その他諸般の行政上密接に関係しており、一方大阪市より受ける経済的影響も極めて大きい。が、地域給においては、これら関連地区とはなはだしく差異があるため、優良官吏教職員の村をはなれる者多く、村政の運営に多大の支障をおよぼしているから、同地方の地理的経済的環境を検討の上曙川村の地域給決定に当つては、特別の考慮を拂われたいとの請願。

第九二四号 昭和二十六年二月二十二日受理

愛知県旭村の地域給に関する請願

請願者 愛知県知多郡旭村長 森快玄

紹介議員 木下 源吾君

愛知県旭村は、名鉄常滑線の沿線に位置し、長浦、日長、新舞子の三駅を村内に有し、名古屋市への通勤者が多く、一方伊勢海に望む景勝地として遊覧者が多い等、一般物価は名古屋市内上の高指数を示している状態にあるから、同村の地域給を乙地とせられたいとの請願。

第九二五号 昭和二十六年二月二十二日受理

愛知県鬼崎村の地域給に関する請願

請願者 愛知県知多郡鬼崎村長 竹内茂三郎

紹介議員 木下 源吾君

愛知県鬼崎村は、工業の躍進的發展の途上にあり、物価高が県下一、二と云われる陶器の常滑町に隣接しているため人的、物的共に交流し、生産は近郊都市と何等変るところがないのみか、かえつて一般消費物価は高い状態にあるから、本村の地域給を乙地に引き上げられたいとの請願。

第九二六号 昭和二十六年二月二十二日受理

愛知県三和村の地域給に関する請願

請願者 愛知県知多郡三和村長 高橋徳

紹介議員 木下 源吾君

愛知県三和村は、消費物資の大半を名古屋から本村隣接の東半田市、西大野町、南方常滑町を通じて移入されているため、生活程度は近郊都市と何等変るところがないのみか、物価はかえつて輸送費だけ高い状態にあるから、本村の地域給を乙地に引き上げられたいとの請願。

昭和二十六年三月十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所